むつ市議会第198回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成20年12月15日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1)21番 中村 正志 議員
- (2)1番 鎌 田 ちよ子 議員
- (3)2番 澤 藤 一 雄 議員
- (4)25番 斉 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(27人)

1番	鎌	田	ちょ	:子	2番	澤	藤	_	雄
3番	新	谷	泰	造	4番	目	時	睦	男
5番	エ	藤	孝	夫	6番	横	垣	成	年
7番	野	呂	泰	喜	8番	Ш	端	_	義
9番	白	井	=	郎	10番	岡	崎	健	吾
11番	千	賀	武	由	12番	山	本	留	義
13番	馬	場	重	利	14番	佐	々木	隆	徳
15番	富	囼		修	16番	菊	池	広	志
17番	半	田	義	秋	18番	髙	田	正	俊
19番	山	崎	隆	_	20番	Ш	端	澄	男
2 1番	中	村	正	志	2 2 番	村	Ш	壽	司
23番	浅	利	竹二	郎	2 4番	新	谷		功
25番	斉	藤	孝	昭	2 6 番	富	岡	幸	夫
2 7番	村	中	徹	也					

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市	長	宮	下	順一	郎	副市長	野戸	谷	秀	樹
教委員員	育会長	Щ	本	文	Ξ	教 育 長	牧	野	正	藏
公営企管 理	: 業 者	遠	藤	雪	夫	選挙員 理会長	佐々	木	鉄	郎
農委会	業会長	立	花	順	_	総務部長	新	谷	加	水
総 秘 広 聴	部畫監	产	藤	秀	人	総 務 部 理 事 出 納 室 長	エ	藤	正	明
企画部	長	阿	部		昇	企画部理事	近	原	芳	栄
民生部	長	佐	藤	吉	男	保健福祉 部長	吉	田	市	夫
経済部	長	櫛	引	恒	久	建設部長	太	田	信	輝
選挙管委員事務局	理 会 長	大	芦	清	重	監 査 委 員 事 務 局 長	ᇑ	藤		純

教 育 部 長	佐	藤	節	左 隹	教委事 員務 理	髙	田	文	明
公 営企業局長	佐	藤	純	_	企画部次長	宮	Ш	淳	_
民 生 部 副 理 事 廃 棄 物 対 策 課 長	奥	島	愼	_	教委事副生課 員務理学 音会局事習長	杉	浦	収	=
教委事 員務理 務 課 務	安	藤	哲	雄	総 務 部 行 政 経 営 課 長	花	Щ	俊	春
総 精 ス テ ス 天 長	Щ	本	伸	_	総 務 部 広 報 広 聴 課 長	井	田	直	樹
企画部企画課長	伊	藤	道	郎	民 (((((((((((((竹	山	清	信
保 福 <u>祉</u> 部 生活福祉 課	若	松		通	保 福 祉 部 介護福祉 課	岩	崎	若	男
経 済 部 水 産 課 長	<u> </u>	井	哲	哉	経 済 部 水 産 課 総 括 主 幹	二本	柳		茂
農 員務 員務 長	蛭	名	俊	文	教委事 員 務 課 務 課	高	坂	浩	=
脇 野 沢舎事	片	Щ		元	総 務 部総務課長	松	尾	秀	_
総 務 部 総 務 課 課 長 補 佐	村	田		尚	総 務 部 総 務 課 行 政 係 長	告	田		真
事務局職員出席者									
事務局長	河	野	健	=	次 長	I	藤	昌	志
総 括 主 幹	山	崎	幸	悦	総 括 主 幹	栁	田		諭
議事係主	石	田	隆	司	議 事 係 主 事	井戸	向	秀	明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(村中徹也) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達してお ります。

諸般の報告

○議長(村中徹也) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

先ほど開催した議会運営委員会において、12月 12日に上程いたしました議案第124号に対する質 疑は、明16日の一般質問終了後に行うことが決定 されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(村中徹也) 本日の会議は議事日程第4号 により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長(村中徹也) 日程第1 一般質問を行います。

本日は、中村正志議員、鎌田ちよ子議員、澤藤 一雄議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

中村正志議員

○議長(村中徹也) まず、中村正志議員の登壇を 求めます。21番中村正志議員。

(21番 中村正志議員登壇)

○21番(中村正志) おはようございます。むつ市 議会第198回定例会に当たり一般質問を行います。 市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、むつ市の将来ビジョンについてであります。将来ビジョンといいますと、非常に広く大きな切り口になりますが、その中でも何点かに絞って質問をさせていただきます。

まず1点目、人口減少を抑制するための施策についてお聞きいたします。なお、ここで使用する数字については、むつ市のホームページにあります「データむつ2008」の数字を引用させていただきます。

昭和59年、4地区の合計の住民登録人口は7万 5,267人でありました。平成19年9月末では6万 5,792人で、約1万人の減少であります。もう少 し人口動態の中身を見ていきますと、自然動態、 いわゆる出生数と死亡数の比較でありますが、む つ市においては平成12年にマイナスに転じていま して、平成19年ではマイナス252人となっていま す。また、社会動態では、データに載っている昭 和60年以降すべてマイナスで、平成19年ではマイ ナス758人となっております。この数字は、自然 動態については国家的な問題であり、一地方自治 体では解決困難な問題であると言えます。しかし ながら、社会動態につきましては、逆に転入が多 い地域にあるということで、何らかの方法がとれ るのではないかと思います。社会動態の減少につ いては、ある意味むつ下北の現状、日本の多くの 地方都市が抱えている現状そのものなのかもしれ ませんが、黙って見過ごすわけにはいかない大き な問題であろうと思います。

そこで、人口減少を抑制するための施策として、 特に社会動態での施策についてのむつ市としての 取り組みについてお聞きいたします。

むつ市の将来ビジョンの 2 点目、地域の特色を 生かした雇用の創出についてお聞きいたします。 衣食足りて礼節を知るということわざがあります。人は、衣食に不自由がなく生活が楽になると、自然と礼儀や道徳心が生じてくる。私が今さら説明することではありませんが、安定した仕事や収入があるということは、人が心豊かに暮らしていくうえで大変重要なことだと思います。しかしながら、むつ市においては毎年のように扶助費が伸びており、今定例会でも多額の補正予算を組んでおります。その原因のすべてが雇用の問題ではないにしても、大きなウエートを占めているものと思います。

そこで、「産業振興の芽出しを促し、雇用の前 進を確実に」ということで下北・むつ市経済産業 会議を立ち上げ、先般報告書をいただいておりま す。このことについては、さきの一般質問で浅利 議員が聞いておりますので、重複する部分がある とは思いますが、地域の特色を生かした雇用の創 出についてむつ市の考え、取り組みについてお聞 きしたいと思います。

むつ市の将来ビジョンの3点目、市民が求める 施策についてお聞きいたします。一般企業であれ ば、利益の追求が存在意義として挙げられますが、 むつ市役所を企業に例えるなら、市民の幸福度、 満足度を上げていくことが存在意義だと思いま す。むつ市の将来ビジョンを考えるうえで、やは り市民のニーズについては外せない事項だと思い ます。市長は、おでかけ市長室や市長への手紙を 初めとして、あらゆる場面で市民の声に触れてい ると思いますが、市民が求める施策については率 直にどのように感じ、どのようにとらえているの かお聞きいたします。

質問の第2は、むつ市制施行50周年記念事業についてであります。来年は、むつ市制施行50周年であると同時に、合併5周年でもあります。このことから、庁内において準備委員会や幹事会を組織し、広報紙やホームページを通じてアイデアを

公募したりして検討してまいりました。その結果、「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」というキャッチコピーを掲げ、市が主催する特別事業と市が共催、協賛する冠事業等を行うとのことであります。この質問については、さきに新谷功議員が同様の質問をしていますので、重複いたしますが、簡潔で構いませんので、お聞きしたいと思います。

また、これらの記念事業を成功させるには、企画の中身はもとより、広く市民や地域の参画が非常に重要だと思いますが、その点についてはどのように取り組むのか、あわせてお聞きしたいと思います。

質問の第3は、地デジ放送移行の対応についてであります。最近テレビコマーシャル等で頻繁に聞かれるのが地デジ放送についてであります。平成23年7月24日をもって現在のアナログ放送を終了し、その後は地デジ対応のテレビか地デジ対応のチューナーを備えないとテレビが見られなくなるということであります。むつ局におきましても、先月の28日に地デジの試験放送が始まり、今月の18日には本放送が開始されると聞いておりますので、むつ市においても地デジ放送を視聴している市民の皆様もたくさんいることと思います。

地デジ放送については、大きなメリットもありますが、完全移行に当たっては問題点もありますので、むつ市としての対応についてお聞きをしたいと思います。

1点目として、地デジ放送のむつ市における世帯カバー率と地形等における受信困難な地区についてはどのようになるのか。また、高齢者世帯や障害者など、情報弱者と言われる人たちへの対応はどうするのか。加えて、これに便乗した悪質商法等も予測できますが、その対応についてはどうするのか、あわせてお聞きいたします。

2点目として、むつ市の庁舎、学校、各施設、

また指定管理先の対応についてはどのように進め ていくのか。

3点目として、地デジ放送を見るには、先ほども話しましたとおり、新しくテレビを購入するか、専用のチューナーを購入するかしか方法はありません。どちらも安くなったとはいえ、まだまだ高価であります。そうした場合、経済的に困窮している方々や生活扶助世帯などへの財政的支援についてはどのようになるのか。

第4点目として、テレビの買いかえが進むと、 現在のアナログのブラウン管テレビが必要なくな り、大量に廃棄、リサイクルされることになりま すが、現在でも家電リサイクル法を逃れた不法投 棄が問題になっています。これらの不法投棄対策 についてはどのような対応をするのかお聞きいた します。

以上で壇上からの1回目の質問を終わります。 〇議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 中村議員のご質問にお答え いたします。

まず、むつ市の将来ビジョンについてのご質問でありますが、第1点目の社会動態による人口減少を抑制するための施策について及び2点目の地域の特色を生かした雇用の創出については、下北・むつ市経済産業会議での議論経過を踏まえた産業振興、雇用対策に係るご質問と受けとめましたので、2つまとめて答弁させていただきたいと思います。

ことし野村総合研究所が全国の基礎自治体のうち1975年から2000年までの25年間に人口減少を経験した918の自治体を対象に行った調査によりますと、人口減少の原因は、少子高齢化による自然減を筆頭に、進学や就職による社会動態によるものや地域の主力産業の衰退に伴うものなど、就業等にかかわる理由が大きなウエートを占めており

ます。当市におきましても、ここ数年は人口が毎年800人から900人ずつ減少してきており、社会動態を見ても、毎年転出が転入を600人から700人上回っており、地域活力の低下が懸念されるとともに、将来ビジョンを見据える意味でも大きな課題であると認識しているところであります。

これらの問題も十分意識したうえで、先般下北 ・むつ市経済産業会議を立ち上げ、各界の委員の 皆様からご意見、ご提言をちょうだいしたわけで ありますが、会議では情報産業、インターネット の活用を促進し、通信販売を活用した販路の拡大 を目指す、電力事業会社と地域の企業との連携を 市がバックアップする体制を組織化し、事業範囲 の拡大に取り組み、地域の人材育成として資格取 得支援、品質保証のため工業高校や研究機関、商 工会議所等での協議を促進し、むつ市全域での品 質保証活動構築に努めるなどといったこの地域の 特性を生かすなどのご意見が出されております。

この会議の取りまとめに当たり、浅利議員のご 質問に対してもお答えいたしましたように、むつ 市としての短期的対応策、中期的対応策として整 理させていただいておりますが、これら対応策を 着実に実施に移していくことが雇用の創出につな がり、ひいては人口流出の歯どめに結びつくもの と考えております。

また、全国的に食の安全及び食料自給率や環境 エネルギー等の問題が叫ばれている中で、当市は 地場産品の販路拡大事業の一環として「むつ市の うまいは日本一」といったキャッチフレーズを掲 げ、下北のいい食材、安心できる食材を積極的に 全国に発信しておりますが、エネルギーの面にお いても、この下北地域がエネルギーの産地である ということを地域の皆様とともに全国に対して発 信していくことによって当地域のアイデンティティーが高められ、ひいてはそれらが農水商工連携 による1.5次産業の創出や環境エネルギー関連企 業等の誘致等につながっていくと期待していると ころであります。

次に、第3点目の市民が求める施策についての ご質問でありますが、これまで市長への手紙やお でかけ市長室を実施する中で、観光振興に関する ご意見や市の雇用対策に対するご質問などをいた だいておりますが、市民の皆様のご意見等を聞い ておりますと、地域経済、産業の活性化、雇用確 保に対する切実な熱い思いがひしひしと伝わって まいります。財政の健全化については、ようやく 道筋が見え始めてきてはいるものの、現時点では その切迫した市民の方々のニーズに的確に対応し ているとは言いがたい状況にありますが、今後に おきましては、今回の下北・むつ市経済産業会議 を踏まえ、打ち出した方向性を基本としながら、 「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」 を願い、力強く地域経済の活性化に取り組んでい く所存にありますので、ご理解ご協力をお願い賜 りますようお願い申し上げます。

次に、むつ市制施行50周年記念事業についての ご質問にお答えいたします。まず、1点目の記念 事業を行うに当たっての基本的な考え方と主な事 業がどのようなものかについてでありますが、こ のことにつきましては、去る12月12日の新谷功議 員への答弁と一部重複いたしますことをご了承願 いたいと存じます。

むつ市は、昭和34年9月1日に市制を施行し、 来る平成21年9月1日をもって市制施行50周年を 迎えるとともに、平成22年3月14日には旧4市町 村による合併5周年を迎えることにもなります。 市といたしましては、この節目に当たり、これま で市政発展に尽くしてこられた関係各位に感謝の 意を表するとともに、市の将来像である「人と自 然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の 構築に向けた市民主役の市政運営の新たな契機と し、新生むつ市の速やかな一体感の醸成を図ると ともに、さらなる飛躍を目指すことを基本的な考え方として、市民協働と創意工夫を前提に、市民の皆様初め職員等から事業アイデアを募り、庁舎内に設置した検討組織において種々検討を加えてまいったところであります。

現段階では、相手方との詰めの調整を残しているものもありますので、この部分についてはお示しできませんが、大枠が決まった主なものについてご紹介いたします。

まず、必須事業としては、記念式典、市勢要覧及び「むつ市50年のあゆみ」の発行、また合併時に廃止されておりました市の花、木、鳥の制定、さらには記念式典に合わせるなどしての新庁舎の内覧会等を予定しております。特別事業としております。特別事業としております。特別事業としております。大の演奏会などが一堂に会津をの披露、地元バンドの演奏会などが一堂に会するイベントや、プロ野球の名球会及びプロ野球の日野球の日からでよるかがあります。また、自衛隊も含め、各種団体及び合業等が行っている既存の事業等で市制施行50周年及び合併5周年の冠を付してご協賛いただく事業も予定しているものであります。

次に、ご質問の2点目、記念事業の実施に当たり、市民や地域のこれまでのかかわり方と今後の参画のあり方はどのように考えているのかということについてであります。先ほども一部申し上げましたが、これまでのかかわり方としては、事業アイデアの募集について、市政だよりや市のホームページ、エフエムアジュール等さまざまなメディアを通じて多くの市民の方々からご意見をいただきました。また、今後につきましては、花、木、鳥の制定において広く市民の方々からご意見をいただくこととあわせ、市民の代表を交えた制定委員会の設置、植林事業への参加やしもきた克雪ド

ームイベントでの伝統芸能等の出演者としての参加、また同じくしもきた克雪ドームで協賛事業を予定しております商工会議所や観光協会及び青年会議所等の事業運営スタッフとしての参加等と、さまざまな場面において参画していただく局面が出てくるものと思います。

市制施行50周年及び合併5周年にかんがみ、「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」を掲げ、できるだけ多くの方々の参加をいただきながら、ともに楽しんで、節目の年を祝い盛り上げつつ、未来に向けてさらなる飛躍を誓い合いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地上デジタル放送の移行対応についてのご質問であります。国では、電波法の改正により、現在アナログ放送で視聴しているテレビを2年半後の平成23年7月24日に終了し、デジタル放送に切りかえることとしております。この法改正は、昨今の広範囲にわたる電波の急激な利活用に対応するため、限られた枠内での電波を有効利用するためのものであるとしております。

ご質問の1点目、世帯カバー率と受信困難な地区についてでありますが、どれくらいの世帯で地上デジタル放送の視聴が可能かという世帯カバー率につきましては、総務省の発表によりますと、中継局の開局により、平成20年末には青森県全体で93%、むつ市では96%になると予想されております。

次に、受信困難な地区への対応についてでありますが、NHKでは共聴施設を設置し、テレビ放送を受信している地域、むつ市内に6カ所あるそうですが、この地域の方々に地デジに対応するための説明を既に行っております。これにより経費的な詳細は承知していませんが、既に改修したところもありますし、改修計画を進めているところもあると伺っております。地デジ放送のむつ中継

局が12月18日に正式に開局しますので、市といた しましても受信調査を行いたいと思っておりま す。

今後地デジ放送エリア内であっても、地デジが 受信できない地域が出てくる可能性があるわけで ありますが、その際には平成21年度まではNHK が受信点調査を行ってくれるということでありま すので、NHKと相談しながら、場合によっては 共聴施設設置のための国の補助制度を活用しなが ら、難視聴地域の解消に努めてまいりたいと思っ ております。

次に、高齢者や障害者に対しどのようにして地上デジタル化の情報提供を行っていくのかということであります。昨今盛んにテレビで地デジへの準備について宣伝をしておりますが、高齢者等にはなかなか理解できないのではないかとのご心配につきましては、全く同感に思っているところであります。今だそれほどの意識になっていないというのが現状だろうと思われます。

総務省の地上デジタル放送推進総合対策によりますと、国では高齢者や障害者等への働きかけやサポートについては、地デジへの対応のため、きめ細かな受信説明会を行ったり、戸別訪問を行い、さらには販売店や工事業者の紹介等も行う等のサポートをしていくということであります。総務省東北総合通信局有線放送課によりますと、来年2月にはテレビ受信者支援センターが東北各県に設置されますので、具体的な対応内容については設置されますので、具体的な対応内容については設置とに検討されるとのことであります。市といたしましては、地デジ放送のむつ中継局開局を契機に、国が広報している活動に加え、市民の皆様への周知徹底を図るため、広報紙やホームページを活用した地デジ化への広報活動を行ってまいります。

次に、地デジにかかわる詐欺行為等の悪質商法 への対策についてであります。現に他地域におい て発生している状況にありますが、これらに対する有効的な対策はなかなか難しいのが実情でありますが、広報紙やホームページなどを活用して詐欺行為に引っかからないように、また詐欺行為かどうかを確認するための問い合わせ先等がわかるよう、総務省の活動とともに周知徹底を図っていきたいと考えております。

2点目のむつ市の各公共施設への対応、3点目、 扶助世帯等への財政的支援及び4点目の不法投棄 対策については、担当部長から説明をいたします。 また、学校施設の地デジへの移行につきましては、 教育委員会から答弁があります。

○議長(村中徹也) 教育長。

(牧野正藏教育長登壇)

○教育長(牧野正藏) 教育委員会が所管しております施設の地上デジタル放送への完全移行に伴う対応についてお答えいたします。

国においては、地上デジタル放送への移行が円滑に進むように、地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008を取りまとめ、公表しているところであります。この中では、学校や公民館を災害等緊急時における情報入手手段として重要な役割を果たす重要公共施設として位置づけ、他の施設に優先してデジタル化対応を行うこととしているところであります。

文部科学省では、これを受けまして、平成21年度から平成23年度までの3年間で地上デジタル化テレビの整備に係る補助金として総額345億円を準備するとのことであります。教育委員会といたしましては、これらの補助金を有効に活用し、デジタル化に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) ご質問の2点目、市公共 施設の対応について、市長答弁に補足をさせてい ただきたいと思います。

各公共施設への対応につきましては、総務省から公共施設のデジタル化改修については、平成22年12月末までに完了することを目標に取り組むこととした文書が入っておりまして、先般その旨各所属長及び各施設管理者に総務部長名で通知したところでございます。これは、日本全国でこのデジタル化になるわけでありますので、期限切れの平成23年7月間際の駆け込み需要が想定されますことから、公共施設の対応につきましては、相なるべく早い機会に地デジへの改修をするよう呼びかけたものでございます。

なお、改修方法や予算化等の対応につきまして は、各所属での対応としているところでございま す。

なお、公共施設の地デジ移行につきましては、 残念ながら教育関係施設以外は国の補助制度があ りませんので、全額市の持ち出しとなります。

また、指定管理者制度を活用して管理している 施設の地デジ対応につきましては、備品を管理す る所管課が対応することになります。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(吉田市夫) 扶助世帯等への財政 的支援についてお答えいたします。

平成20年10月1日付で総務省情報流通行政局地上放送課長通知によりますと、総務省では平成21年度以降、生活保護受給世帯に対しまして、簡易なデジタルチューナーの現物支給を行う旨の文書が通知されております。詳細については示されておりませんが、今後市といたしましては、国の動向を見ながら、関係各課と連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- 〇民生部長(佐藤吉男) 次に、ご質問の第4点目、 不法投棄対策についてご説明いたします。

中村議員ご心配されておられますように、デジ

タルテレビを新たに買い求めることによりまして、相当数のアナログテレビが不要となり、あわせて不法投棄が懸念されているところであります。廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきものでありますので、法律違反をしないよう、広報紙等により周知してまいりたいと思っております。

なお、不法投棄いたしますと、廃棄物処理法により5年間の懲役または1,000万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられておりますこともあわせて広報してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) それでは、何点か再質問させ ていただきたいと思います。

最初に、地デジ放送移行についてから再質問させていただきます。今の答弁によりますと、教育施設以外は国の補助対象外であると。そうなりますと、これは結構な財政負担になると思うのです。 国で勝手にアナログ放送をやめるのを決めておいて、それはないなという感じがしておるのですが、その財政対応、市としては大丈夫なのでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 企画部長。
- ○企画部長(阿部 昇) 中村議員のご懸念でございますが、今後国の地方財政計画、この辺の動向を注視してしっかりと対処してまいるということで、現段階ではお答えにかえさせていただきます。
- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) わかりました。

あと、扶助世帯には説明する、全世帯に支援するというふうな話で、まだ詳細は決定していないということでありました。早目に詳細決定してもらって、生活が大変厳しい方々が、やはりその生活の中でテレビというのは恐らく大変大きなウエートを占めている部分になると思いますので、自

分たちで購入できればいいのでしょうけれども、 そういう支援制度があるのであれば、それをぜひ 活用してもらって、先回りして購入することがな いようにと言ったら、ちょっと言い方がおかしい かもしれませんが、こういう制度がありますよと いうことを徹底して知らせるようにしていただき たいと思います。

次に、むつ市制施行50周年記念事業についてで ありますが、主催事業とか特別事業の中身につい ては前回の説明と今回の説明である程度把握はで きました。そうした中で、冠事業ということで、 いろいろな団体との共催とか協賛という話があり ましたが、これにつきましては、どういうのがふ さわしいのか、何でもいいのか。何でもいいとい うことは多分ないと思うのです。せっかくですか ら、いろんな事業を取り上げていただいて、市全 体で盛り上げるような、そんな方策をぜひともと ってもらいたいと思うのですが、この冠事業につ いてどのような事業がふさわしいのでしょうか。 あと団体とかは、それこそどういうふうな団体で もいいのでしょうか。そのあたりのことを、もし 現時点で固まっているものがあればお話しできる 部分についてお知らせ願いたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 冠事業の件でございますけれども、やはりこれはより公共性の高い団体の方々がこれまで継続をしてきた事業の中でふさわしいというもの、これをやはりメニューとして出していただいて、その冠をつけさせていただくというふうな形になろうかと思います。中村議員もこれまで青年会議所等々でさまざまな部分で事業等のプランを立て、そして実行してきていただいております。また、議場にもその青年会議所の方々、OBの方々もたくさんおいででございます。そういう方々の所属しておりました青年会議所、また商工会議所、そういうふうな形の中で、公共性の

高い団体の方々がこれまで継続をしてきた事業に こちらから冠をつけさせていただきますし、また その相手方からもご要望があるというふうな中 で、その事業をしっかりと選択をした中で冠をつ けさせていただければなと、このように思います。 あくまでもこちらから一方的に冠をつけますよと いうことではなく、その相手方はやはり公共性の 高い、そして市民の皆さんにご理解をいただける ような事業の中で、この冠をつけるという事情は もうおわかりだと思います。本来財政がもっとも っと豊かであれば、さまざまな形の中で我々が市 として実質的な事業としてやらなければいけない 事業もあろうかと思いますけれども、そこのとこ ろはご協力をいただくというふうな形の中ですり よせをして冠をつけさせていただければなと、こ のような思いでございますので、ご理解いただき たいと思います。

- ○議長(村中徹也) 企画部長。
- ○企画部長(阿部 昇) 若干具体の部分でお示し できる範囲でいたしますと、今市長申したことに 尽きるのですが、例えば年間を通じまして、4月 には下北春もみじまつり、これは下北観光協議会 との共催になっております。あるいはまた連休前 から開催されるむつ桜まつり、これはむつ市観光 協会が協賛する事業というふうに位置づけており ます。これら年度を通じまして雪の時期、スキー 大会等々に至るまで、今市長が申しましたような 市制施行50周年あるいは合併5周年というタイト ルを冠しながら、またキャッチコピー、あるいは シンボルマーク、こういったものも各団体からの 届け出制を今念頭に置いていますが、的確な、適 正な使い方という意味でそういう手続を考えてお ります。そういった意味合いでできるだけ既存の 事業を活用するということを基本に据えていると いうことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) より公共性の高い事業という ことでわかりました。

今の話の中でシンボルマークというのが出ましたけれども、これはつくることに決定はされたのでしょうか。

- ○議長(村中徹也) 企画部長。
- ○企画部長(阿部 昇) シンボルマークは、職員 の提案によりまして、ほぼ決まってございます。 これからの事業の確定を見るあたりに合わせなが ら、市民の皆様にも広く公表、公開を図ってまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) シンボルマークは、つくることに決まったということで、ぜひともいろんな場面に使っていただいて、全体で盛り上がるような方法にしていただきたいと思います。

ところで、シンボルマークができるということで、もうちょっと頑張って、それこそ今全国各地でいろんなキャラクターがあります。有名なところでいくと、彦根市の「ひこにゃん」ですとか、あるいは争論になった「せんとくん」「まんとくん」いろいろあるかと思うのですが、50周年もそうなのですが、今後いろんな意味でむつ市を全国にアピール、発信するうえで、キャラクターの応募とか、つくってみるとかという考えはどうでしょうか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) ゆるキャラというのでしょうか、例えばかつての子供たちが大好きでありましたような何とかレンジャーだとか、そういうふうなものを初め今議員お話しの「ひこにゃん」だとか、それから「せんとくん」だとか、ああいうふうなものが非常にマスコミ等々で大きく報道されております。非常にそれは私自身も魅力的なキ

ャラではないかなと、こういうふうに思っております。ただ、私今大きな政策の一つとして「むつ市のうまいは日本一」というのぼりを立て、またテーブルに置く小さなのぼりにも、ほんの少しですけれども、キャラクターっぽいものを掲載しております。そういうふうなものも総合的に考えていかなければ、ただ50周年だけのということではなく、このむつ市を売り込む、むつ下北を売り込むというふうな形のキャラクターというものは、私も非常に魅力的に感じているというふうなところでとどめさせていただければなと思います。ひとつ非常に大きなご提言だと、このように受けとめさせていただきます。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) 市長がトップセールスをしたときに「むつ市のうまいは日本一」の隣にそういったキャラクターがいると、非常にビジュアル的にもアピールできると思いますので、今後ぜひとも検討していただきたいというふうにとどめておきたいと思います。

来年のむつ市制施行50周年並びに合併5周年記念、むつ市を広くアピールするということも重要ではありますが、先ほど市長が壇上でも述べておりましたとおりに、合併後の新むつ市の一体感を醸成するのにもぜひとも役立てていただきたいと思いますので、今後の企画のほうにぜひとも期待をさせていただきたいと思います。

次に、むつ市の将来ビジョンについての再質問をさせていただきます。どうしても日本全国の地方都市が抱える大きな問題であろうとは思うのです。特にこのむつ下北は高等教育機関もありませんので、高校を終わると地元に残るか、あるいは外に出ていくかという、そういうふうな選択を迫られますし、また市長もそうですし、私も一度外に出て戻ってきた人間なのですが、やはりそういう意味でいきますと、むつ市に戻ってくる人たち

の対応、経済産業会議のほうでもその部分には触れられてありましたが、非常にその部分が大きくなっていくのではないかなということを感じております。

そういうふうな中で、地域の特色を生かした雇用の創出ということで、原子力関連産業だとか第 1 次産業ということが特に強く述べられていると思うのでありますが、この第 1 次産業のほう、厳密に見ますと、残念ながらここ何年も就業者数はふえておりません。残念ながら現状では新たな雇用を生むような形にはなっておりません。昔ですと、よく建設業のほうが雇用を吸収しておったりもしたのですが、その建設業でも現在では減少していて、なかなか雇用の受け皿というふうにはなっておりません。

そういう中で、このむつ下北の特色を生かした 第1次産業、これをどうしていくのか。先ほど来 「むつ市のうまいは日本一」ということで、イン ターネットを使った販路の拡大ということを盛ん に話をされております。しかしながら、むつ市の ホームページを開いてみると、残念ながらその部 分がないのです。来年1月にはリニューアルする ということで、その部分にはどういうふうな形で 取り上げられていくのかなというふうに非常に大 きな期待をしているのですが、その販路拡大とい う意味でむつ市の新しいホームページというのは どのような形になるのでしょうか。そのあたりお 願いします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 1月5日からホームページが一新されます。まず、基本的には、市民の皆様方が使いやすいホームページ、例えば暮らしの手帳的なホームページ、これをまず1つ想定をしております。そして、また今議員お話しのように、市外の方々が情報をつかみやすいその面、これも求められます。そしてまた、私たちが市外に情報

を発信するという、こういうふうな面、これも大 切だと、このように思っております。そういうふ うな形で、魅力あるホームページをつくるために、 私就任早々さまざまなできる範囲の中でホームペ ージを、フロントページを変えたり今までやって きました。6月定例会だったでしょうか、補正予 算の中で庁内でホームページをつくるシステムを 可決していただき、その作業に入っておりました。 基本的には、各部各課でそのホームページを自分 たちの力でまずつくっていくと。そして、それを 総合的に集約してホームページとしてつくり上げ るというふうなこと、そこにはやはり経済部は経 済部のそのコンテンツにかかわる部分での能力、 これも問われます。また、努力も問われていく。 そういうふうなところで、各部各課、また民生部 のほうは暮らしの手帳的なもの、それから保健福 祉部のほうではさまざまな健康情報、健診の情報 だとか、そういうふうなものを各部各課にわたっ て競い合って私はこのホームページをつくり上げ てもらうべく今その内部の作業をしておりまし て、来年の1月5日にはリニューアルして皆様方 に公開するわけでございます。ただ、それは絶対 的なものではなく、またご利用していただく方々 のご意見を伺い、また議員もホームページ、さま ざまな部分でその知識も十分ありますので、ご提 言等を受けながら少しずつ直していきたいと、こ う思っております。

あくまでも私は、庁内の中で競い合って、そしてホームページをつくり上げていって皆様方に公開をしていく、そのホームページの面、情報を発信する、受ける部分、ご意見を受ける部分、そして各課の中で競い合うというふうな部分、そういうふうなところでのホームページを今目指しているところであります。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) とにかく今ネットによる販売

額というのは驚くほど伸びているのです。もう今 や商売相手といいましょうか、それはもう全国で あり、全世界なのです。そういうことを考えると、 やはりネットの活用、あるいはホームページの充 実というのは避けて通れないと思いますので、で きるならば、例えばむつ市のホームページをたた くと「むつ市のうまいは日本一」というところが あって、それをたたくとおいしいものがいっぱい 出てくる。またそれをたたくと、どうやったらず に入れられるか、そこら辺くらいまでできればい いなと。ただ、そうなると、いろんな業者さんと のあれもありますが、ぜひともそういうふうな形 で、せっかくの商売のチャンスですから、そうい うようなものもぜひとも取り入れてほしいなとい うことを希望しておきたいと思います。

もう一つ、私気になっているのが「むつ市のうまいは日本一」で、「むつ市」ということでいいのですが、残念ながら全国の人は、「むつ市」というのをそれほど認識していないといいますか、旅行社の調査でいきますと、「青森県でどこに行ってみたいですか」というのを問うと、何年のいつの調べかちょっと忘れましたが、断トツで「下北」という言葉が出てくるのです。「むつ」というのも出てくるのですが、下北の10分の1にも満たない。そうなったときに、このむつ市、あるいは下北を売り込む方法として「むつ市のうまいは日本一」でいいのか、それとももうちょっと「下北」というのを活用したほうがいいのか、ここは相当思案のしどころだと思うのですが、市長はどう思いますか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) その部分におきまして、下 北・むつ市経済産業会議の頭に「下北」を持って いったというふうな意味合いも含んでおります。 そしてまた今「むつ市のうまいは日本一」という ことで、これは下北半島で日本一だよという部分、

これを誇りにしたいというふうなのはむつ市が最初でございます。このキャッチフレーズを聞いていただいた周辺の町村長さんがお話をいたしました。「我が村が日本一だ」「我が町がうまいのは日本一だ」と、こういうふうな形の中で会話が少しずつ出てきていると。まさしくそれは地域間の競争が始まったと、私はそういうふうに認識しております。その地域間の競争によって、一つに集約されてくるのではないかなと、私はこういうふうに考えます。

そしてまた、例えば周辺の村で非常に牛肉のおいしい村もございます。そこでは何々村の牛肉というふうな形、そしてまた日本酒では今度下北の日本酒とか、そういうふうな形で非常にばらつきがあります。しかしながら、それは将来集約をされていくものであるというふうな思いをしております。これは、やはり地域間競争にむつ市も勝っていかなければいけない、そういうふうな思いで私は「むつ市のうまいは日本ー」、これが一つの大きなきっかけになって、この下北半島、競争し合って、それぞれの形の中で、町村の中で競い合いをし、そしてうまいものを発見し下北ブランドというふうな形を、これが最終的な目標であります。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) ぜひとも切磋琢磨しまして、 むつイコール下北となるような形でこの地域をど んどん売り込みできればいいなということを期待 し、またそれらに向かって進んでいただくことを 要望したいと思います。

また、第1次産業は別といたしまして、原子力 関連産業についてなのであります。会議の中でも 述べられてはおりましたが、この原子力関連産業 や、あるいはそれらを取り巻く周辺の産業を本当 にうまくこの地域の雇用につなげることができる のか。原子力産業ですと、もう既についてくる企 業とかもあるわけでして、それらの調整をうまく 図りながら、この地域の雇用につなげていけるの かというのは非常に難しい問題になると思うので す。そうなったときに市としての仕掛けというの も非常に重要になると思いますが、そういうふう な点で考えますと、今まで原子力産業にかかわっ てきた人たちがこの場に来て新たに事業所を開い てもらうのか、あるいはこのむつ下北地域で独自 に事業を開いて入っていったほうが得策なのか、 多分そのバランスだと思うのですが、そのあたり についてはどう考えていますか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) どちらが先かと言われまし ても、これはその2つのパターンの中では非常に 難しい部分もあると思います。また、電力事業者 側のほうといたしましても、先般報道されました 会社の設立、こういうふうなことも、ことしの2 月だったでしょうか、地方紙に報道されました。 その部分でメンテの会社とかという具体的な形の 中で報道されたわけでございますけれども、この 下北半島の中でもっと多くの原子力関連施設とい うふうなこととなれば、そのメンテの会社的なこ とも非常に有効性が高まってくると、このように 私は思います。ただ、現在稼働しているのは東通 村に1基、そして近い将来大間町、そして中間貯 蔵施設。中間貯蔵施設については、非常に安定し た施設でございますので、毎年のメンテ、13カ月 または20カ月のメンテということもなし得ない、 必要ないというふうなことで伺っておりますの で、原子力発電所がこれからどういう動きになっ てくるのか、それはやはり経緯として見ていかな ければいけない。しかしながら、やはり求められ るのは人材育成であるというふうなことでありま すし、そして壇上でもお話をいたしましたけれど も、むつ市内、下北全体の品質保証、資格取得を 促していかなければいけないだろうと。

そしてまた、そこの産業会議の中のまとめのところにもありました地元の高校にエネルギー関連カリキュラム、これを働きかけていかなければいけない。そういうふうなまず雰囲気づくり、それも必要なのではないかなと。そしてまた、電力事業者側で求めているというふうな形のものを求めているのか。ただちにその関連会社がここに来て工場を建ててというふうなことはなかなか厳しい状況だと思います。しかしながら、その日のために私たちは行政としてこの資格取得支援、品質保証と、そしてまたむつ市全域でのQA活動、品質保証活動の雰囲気づくり、これをしっかりと取り上げていかなければいけないだろうと、こういうふうに思います。

そしてまた、むつ市の中には海洋研究等々の3つの研究機関がございます。その中では、エネルギー生産地域というふうな形の中からもっともっと地球環境情報を発信していこうと。特に津軽海峡の潮流、こういうふうなものについても関心が今向いております。津軽暖流、これが非常に大きな役割を果たしてきている。そういうふうな部分での海洋研究都市としての、これも一朝一夕ではできません。一歩ずつこの情報も発信していかなければいけない。それによって人材育成がなされ、そして地域の品質保証の雰囲気づくりができてくると、こういうふうな取り組みをしていく必要があろうと、こう思います。

- ○議長(村中徹也) 21番。
- ○21番(中村正志) 申し合わせの時間が近づいてまいりました。これで最後の質問にしたいと思いますが、今市長が人材育成、あるいは品質保証、企業のレベルアップというふうなことを言われました。原子力の先進地では、それらを行うために、敦賀市では成果展開事業など、地元の企業とうまくやっているところもありますので、まだまだ先

の話だと思いますが、ぜひともそういうふうなこともできるような形で進んでもらえればと思います。

また、少し出ましたが、今ある産業資源とでも 言うのでしょうか、日本原子力研究開発機構のタ ンデトロンと言いましたか、それとか海洋地球研 究船「みらい」とか、そういうのもたくさんあり ますので、そういうものの活用もぜひともうまく やっていただきたいと思います。

そこで最後、市民が求める施策について、いろんな声を聞いていると思います。今定例会では市長が就任してから大きな課題であった庁舎移転もある程度めどがつきました。財政の再建のほうもまだまだ非常に厳しいですが、ある程度めどがついたのではないかなというふうに思っております。そうした中で、市長が描きますむつ市の将来ビジョンといいましょうか、前市長は先ほどちょっと出ましたけれども、海洋科学研究都市みたいなことを話しておられましたが、市長はそういう意味ではどんな将来像を描くのか、ちょっと最後に大きい質問ですが、そのあたりのことを聞いて、私の最後の質問にしたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 第1点は、財政再建でございます。非常に後ろ向きな発言になろうかと思いますけれども、しかしながら財政再建をすることによって、次の展望が開けてくると、私はこういうふうに認識をしております。その部分において、市民の皆様方、また議員各位のご要望、なかなか聞きづらい部分がありますけれども、その部分を今の段階でしっかりとお聞きし、そして財政再建の時にはさまざまな部分で計画的に事業を進めていきたいと、こういうふうに思います。今第一義的に財政再建であるということで、それも後ろ向きの財政再建ではなくて、前に向かっての財政再建ということでご理解をいただければなと思いま

す。

○議長(村中徹也) これで、中村正志議員の質問 を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

鎌田ちよ子議員

○議長(村中徹也) 次は、鎌田ちよ子議員の登壇 を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

(1番 鎌田ちよ子議員登壇)

○1番(鎌田ちよ子) 1番、公明党の鎌田ちよ子 です。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質 問いたします。

先週の12月12日、年の瀬恒例の「今年の漢字 2008」に選ばれた1文字は、「変」でした。京都 清水寺の貫主、森さんは、アメリカの大統領になられるオバマ氏が訴えたチェンジ、変革が皆さんに大きな影響を与え、2008年の1文字に選ばれたと話されています。閉塞した世の中を変えてほしいという切実な願いであります。宮下市長におかれましては、さらなる知恵と行動力を持って、むつ市民の幸せのため、強いリーダーシップで頑張っていただきますようご期待申し上げ、通告に従い質問いたします。

質問の1は、行財政問題についてであります。 現在各自治体では、集中改革プランをもとにした 公務員の削減や業務の市場化テストなど、効率化 を目指した行政運営が実施されております。昨年 9月、総務省の自治体状況調査では、05年度から の2年間で実行された県、市町村の公務員定数の 減少は約3%であり、09年度までの5年間の純減 計画の6.2%達成に向けての取り組みが進捗しています。地方公務員の純減目標は「骨太の方針2006」で国家公務員の純減目標5.7%と同程度とされましたが、実際には県、市町村が06年に立てた目標は5.9%減となっており、この目標を上回っておりました。

また、昨年9月の時点で集中改革プランの公表 団体は1,861団体に増加、さらにはその中で純減 目標も平均6.2%に上方修正され、市、区、町村 では平均8.2%の純減目標となっております。定 員管理のほかの分野では、給与構造改革も進めら れ、特殊勤務手当の廃止や各種手当の減額など、 着々と全国の自治体での行財政改革が進められて いる現状であります。

さて、政府は「骨太の方針2008」では、06年に 掲げた07年からの5カ年の歳出削減目標を維持す るための09年度予算編成となっております。それ は、財政制度審議会の意見書、すなわち各分野の 歳出改革、税制改革、社会保障費、さらには公共 事業費の道路特定財源の見直しや削減計画など、 抑制策であります。こうした国の税制を初めとし た改革の中で、長い間懸念でありました公務員制 度改革基本法案であります公務員の採用から定年 までの制度改革として修正案がさきの国会で可決 されました。こうした国家公務員の人事制度改革 の流れの中で、本市における今後の公務員人事制 度、給与構造改革についてご所見をお伺いいたし ます。

2、組織機構の改革についてでありますが、市長は就任のごあいさつで、組織と政策は車の両輪であると話され、平成20年度一般施政方針、新年度は職員の意識改革や組織風土の体質改善にも引き続き取り組むと話され、強い決意と拝聴いたしました。

ところで、今日地方自治体運営の根幹にかかわる諸問題に効果的な行財政運営が求められ、市民

のための信頼される市役所づくりとしての機構改革は喫緊の課題と認識いたします。現況と課題に ついてお伺いいたします。

質問の2は福祉行政についてであります。1、 高齢者虐待防止法についてであります。高齢者の 権利を擁護するため、高齢者の虐待防止と養護者 支援の両面を盛り込んだ高齢者虐待の防止、高齢 者の養護者に対する支援等に関する法律がさきの 特別国会で成立いたしました。法整備の背景には、 近年急速に表面化している高齢者虐待の増加があ ります。厚生労働省がまとめた家庭内における高 齢者虐待に関する調査結果では、陰湿な虐待の実 態が明らかになりました。中でも家庭内で虐待を 受けている高齢者の約1割が命にかかわる危険な 状態にあるなど、実態は深刻です。本市の65歳以 上の高齢者人口は、平成19年4月現在1万 4.845人、高齢化率22.6%となっています。そし て、今後の人口推計では平成26年には高齢化率が 27%を超え、市民の3.6人に1人が65歳以上にな ると予想され、高齢者が住みなれた地域で安心し て生活できる地域社会の構築となる高齢者の虐待 防止に対する取り組みが重要であります。本市に おける高齢者虐待の実態についてお伺いいたしま す。

2、成年後見制度の活用についてお伺いいたします。認知症のお年寄りなどの判断能力が不十分で、財産管理や介護施設への入所など、身辺看護についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方を保護するために成年後見制度があります。しかしながら、全国的には認知度の低さや後見人の認定の難しさなどから、制度の利用がいまーつという状況ではないでしょうか。制度の管轄は家庭裁判所ですが、近年認知症などにより判断力が衰えた高齢者が悪質商法の被害者になるなど、権利や財産を侵害される事件が多く発生しております。本市におきましても、今

後高齢者人口の増加、障害者の社会参加の促進に つれ、同制度の活用が重要であります。

ところで、本市は8月より、県内では初めてとなる自治体主導での講座をスタートさせ、全国でも先進的な取り組みとして注目されています。現状と課題についてお伺いいたします。

3、安心な介護社会構築についてでありますが、 さきの緊急総合対策で新たな経済対策、生活対策 に介護従事者の待遇改善が盛り込まれ、介護人材 の確保及び定着の促進、雇用管理の改善として、 より具体的に2009年度の改定で介護報酬を3%引 き上げることや、それに伴う介護保険料の急激な 上昇を抑制することが明記されました。これによ り介護従事者の給与は、1人月2万円程度のアッ プが見込まれると期待されています。介護従事者 が誇りと自信を持って仕事ができ、また安心して 生活ができる介護保険制度に確立しなければなり ません。

超高齢化社会に突入した現在、介護サービスの需要が増大し、介護従事者は介護保険制度がスタートした2000年の約55万人から06年には約117万人と2倍に増加、平成14年には140万人から160万人への増加が必要とされています。ますます高まる介護サービスのニーズにこたえていくには、介護従事者の確保、定着、育成を図ることが不可欠です。介護労働安定センターの06年度調査によりますと、事業所の6割超がホームヘルパーの不足を訴え、老人保健施設などで働く福祉施設介護員は45.2%が不足していると報告されています。不足の主な要因は、離職率の高さにあり、離職率の高さは待遇の悪さ、つまり報酬が低いことに起因していると言われています。

厚生労働省の07年調査では、福祉施設、介護員 男性の全国平均年収は他産業のように伸びず、 40代後半で約360万円と、製造業と比べ350万円も 低く、家族を養うのは難しい状況で、介護業界で は男性の寿退社が珍しくない現状です。介護従事者の待遇改善と介護人材の定着、育成で、質の高い介護サービスが提供できる体制づくりが急務であります。現状と課題についてお伺いいたします。

質問の3は、教育問題についてであります。文 部科学省は、本年度新規事業としての学校支援地 域本部事業に50億4,000万円計上いたしました。 地域の教育力の低下や教員の勤務負担増加に対応 するため、平成20年度より学校支援地域本部事業 が始まり、例えば学生時代に運動部にいた人には 部活動の指導、造園が得意な方には校内の花壇づ くりなどに力をかしてもらい、また設備の修繕や グラウンド整備、登下校の際の安全確保、図書館 の運営を手助けしていただくなど、地域の方に担 ってもらう事業です。ボランティアを募る際の広 報活動費用、名簿の作成経費、各種会議などの費 用が不可欠と承知しております。そして、今後の 学校経営を考え、マンパワーの育成が重要であり ます。特別支援教育を含めた各学校現場の支援に スクールサポーターを配置していただいておりま すが、まだまだ厳しい状況と伺っております。ス クールサポーターの配置を充実させていただくこ と、そして連動して学校支援、ボランティアによ るPTA組織の弱いところなど、必要に応じ学区 を超えた学校ボランティア派遣が実現することに より、学力向上、教育レベルアップに貢献できる と確信いたします。

ところで、8月25日発行のむつ市政だよりで第一川内小学校学校支援ボランティア活動見本市開催のお知らせ記事が載り、県内でも先駆的な活動を展開していると知りました。第一川内小学校の森校長先生にお願いし、算数の授業の現場である採点ボランティア活動を参観させていただきました。学校支援ボランティア地域コーディネーターの春藤千秋さんから、これまでの活動と取り組み方を伺いながら、学年を進度別、本人の希望も考

慮した3グループ分けしているという状況と2名 の学校支援ボランティアさんが採点ボランティア としてサポートしている活動を参観、子供たちが 真剣に取り組んでいる姿と個々にアドバイスを受 けられる体制に感動いたしました。

市立第一川内小学校では、平成12年ごろにゲストティーチャー制度を導入し、平成17年には評議員として学校現場に地域力としてかかわってきた方々が平成18年度せきれい会と命名し、学校支援ボランティアとして発足、県内でも先駆的な出み、学力アップを初め学校行事のサポートなど子の成長に大きく貢献され、成果を出されています。学校支援ボランティア地域コーディネータの春藤千秋さんの力が大きなこともあります。学校表生、教職員との一体になった活動が全体的な結果につながっていると思います。学校を接ボランティア活動事業を積極的に活用することで教育力、学力が大きくアップできると確信いたします。現状と課題についてお伺いいたします。

2、学校給食の安全性についてお伺いいたします。昨今の報道でもありましたように、輸入食材を取り巻く安全性であります。輸入食品は、厚生労働省が食品衛生法に基づき検疫所で書面を審査し、その後残留農薬や添加物、あるいはカビに表る毒性などについて抜き取り調査をしています。しかし、検査官の人数は限られ、輸入品はふえ続けており、このような状況の中、子供たちの口に毎日入る学校給食の安全性の問題は大変危惧されているところであります。学校給食は、安全であります。学校給食は、安全であります。学校給食は、安全でありません。また、食育につながる、つくった人、つくり方がにっきりしている地産地消のおいしいものを食材につけているのでしょうか。安全性並びに品質管理体制についてお伺いいたします。

以上、3項目について壇上より質問させていた

だきました。ご答弁を伺い、再質問、要望申し上 げます。市長並びに教育委員会委員長におかれま しては、よろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 鎌田ちよ子議員のご質問に お答えいたします。

第1点目は、行財政問題についてであります。 まずご質問の要旨の1点目、今後の公務員人事制 度及び給与構造改革についてお答えいたします。

当市では、総務省が平成17年3月に示した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に基づき、平成18年3月に計画年次を平成17年度から平成21年度までの5カ年とするむつ市行政改革大綱を策定いたしました。この大綱を具現化すべく計画年次を同じくするむつ市行政改革実施計画及びむつ市集中改革プランを策定し、行政改革の推進に鋭意取り組んでいるところであります。この取り組みの中に人事制度及び給与制度改革も含まれており、成果につきましては、平成17年度から順次ホームページで公表いたしているところであります。

職員の定員管理につきましては、当市の集中改革プランでは平成17年度の698名から平成22年度までに人数で53名、削減率にして7.6%減の645名に削減することになっております。しかしながら、財政状況の悪化から、退職者一部不補充を余儀なくされておりますことから、目標の平成22年度を待たずして、ことし4月1日現在で既に目標値を上回る61名減の637名となっております。削減率といたしましては、8.7%の減であります。

なお、平成17年4月に策定しました定員適正化 計画につきましても、既に目標値を達成している ことから、合併した類似団体との比較や今後の組 織機構改革を見据えながら見直しに着手いたして いるところであります。 次に、当市の給与制度の適正化についてでありますが、まず1点目として、平成17年3月の合併時点で旧4市町村間において差異のありました部分につきましては、むつ市職員の給与に関する条例に規定されている給料表を適用する形で適正に再編されております。さらに、人事院勧告を踏まえた平成18年4月からの給与制度改革により国家公務員に準拠した形で給料表の改正を行っております。

2点目として、諸手当の適正化についてでありますが、管理職手当の削減及び支給範囲の見直し、特殊勤務手当の見直しにより、着実に経費削減効果が出てきているものと考えております。鎌田議員お示しの去る6月13日に公布されました国家公務員に関する制度改革基本法は、国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとするよう総合的に推進することを目的として、その基本理念と基本方針を定めているものであります。この法律の中では、改革に必要となる措置を5年以内をめどとして、またこれにかかわる法制上の措置を3年以内をめどとして講ずることを規定してもりますことから、地方公務員に関しましても同ります。で順次改革が進んでいくものと認識いたしております。

また、小泉内閣以降、今回で8回目となる通称「骨太の方針2008」につきましては、国が長期的に取り組む経済財政改革の基本的な方針であり、経済政策や財政政策に重要な影響を与えるものであります。これにより一部の分野では多少緩和される可能性を含んでおりますものの、歳出削減の波は一層高まるものと思われますことから、今まで以上に地方自治体の行財政にも厳しい影響が及んでくるものと懸念いたしております。したがいまして、当市におきましても、無駄を省いたスリムな組織への改編等を余儀なくされておりますこ

とから、行政サービスの維持と一層の向上を第一 義として今後とも費用対効果の確保と事務の効率 化を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織機構の改革についてのご質問にお答えいたします。鎌田議員のご質問の中にありましたように、今地方自治体には効率的な行財政運営が求められており、なおかつ市民に信頼され得る市役所づくりが喫緊であるというご認識については、私も同感でございます。そういう職員の意識改革まで踏み込んだ行政運営改革が必要という認識のもと、本年3月にむつ市行政機構改革基本方針を策定しております。これは、今年度当初に議員の皆様にもお配りしておりますので、具体的内容については申し上げませんが、まさに早急にとるべき行政運営の体系を示したものであります。

基本方針においては、広報広聴、政策形成、経営管理、人材育成機能の再構築と迅速かつ効率的な行政経営の実現を2カ年程度で目指すこととしておりますが、その第1段階として来年度には全庁にグループ制を導入するとともに、分庁舎組織の機能強化を図ることとし、さらに平成22年度には部の再編を含む組織改革と先ほど挙げた各種機能の体系化、制度化を図り、基礎自治体としての組織機構体制を整えたいと考えております。

来年度導入するグループ制は、現在の課長補佐を主幹、係長を主任主査とし、課長の指揮のもと、課の業務をこれまでの係単位ではなく、総括主幹以下で編成するグループで処理していくものです。これは、今後も職員を削減していかざるを得ない状況下で多様化する業務に的確に対応し、市民サービス水準のさらなる向上を目指すために、市民と直結する実務に携わる職員を確保する措置であるとともに、組織階層の中の係長、課長補佐のいわゆる中間階層をなくし、責任の明確化と意思決定、執行体制の凝縮を図り、迅速化を実現するための措置です。

なお、導入に当たっては、来年度は業務体系に 混乱を来すことのないよう、係をそのままグルー プとして移行することを原則とし、習熟を図り、 平成22年度には課長の指揮のもと、グループを編 成する本来のグループ制に移行していきたいと考 えています。

また、分庁舎の組織改革は、地域のことをできるだけ分庁舎内で迅速に処理できる体制を整えていきたいと考えています。具体的には、まず教育課を除くこれまで所長以下5つの課で構成されていた組織を3課6グループのピラミッド型に再編し、グループで処理する仕事を課長が統括して、重要事項については所長が最終判断する体系を整えることとしています。そのうえで、分庁舎所管にかかわることの所長の決定権限を拡充し、地域の特殊事情や突発的事項に迅速に対応できるよう、分庁舎限りで執行できる予算として地域振興費も配当することとしております。

さらに、各地域に重点を置いた市政を構築する ため、分庁舎にも広報広聴グループを新設し、積 極的な情報提供と地域住民からの広聴体制を強化 していくとともに、分庁舎へ来られた住民の方が 必要に応じ、本庁の担当課の職員と直接話をしな がら手続等ができるようテレビ窓口相談システム の導入も検討しているところです。これらの改革 に実効性を持たせるために、今後段階的に対峙関 係に配慮した組織改革と、各機能の体制的強化に 努め、地方分権時代に対応した自治体組織を整え てまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜 りたいと存じます。

次に、福祉行政についての第1点目、高齢者虐待防止法についてお答えいたします。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が平成18年4月に施行されました。これが高齢者虐待防止法と呼ばれているものですが、市では担当部署を地域包括支援センターとし、委託を

含めて3カ所を起点にこれまで毎年数件の事例に対処してきているところであります。また、在宅介護支援センター、介護支援事業所等に協力を依頼して、情報が得られやすいように取り組んでおります。さらに、今年度からはむつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会を設置し、その取り組みをさらに強固なものにして高齢者の支援に対応しております。

制度の周知については、「介護保険・高齢者福祉・地域包括支援センターガイド」に高齢者虐待防止についてのページを設け、市内全戸に配布しております。その他詳細につきましては、担当部長から補足説明させます。

次に、ご質問の第2点目、成年後見制度の活用 についてお答えいたします。この制度は、認知症 などにより物事を判断する能力が十分でない方に ついて、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本 人を法律的に支援する制度であります。市では、 平成18年度に設置したむつ市地域包括支援センタ ーを拠点として、高齢者虐待防止事務と同様に、 介護支援事業所等の協力を得て情報が集まりやす い体制づくりをしてまいりました。成年後見の相 談件数につきましては、平成18年度に3件だった ものが昨年度は17件にまで急速に増加しておりま すが、肝心の成年後見人の候補者にはなかなかな り手が見つからないという問題に直面したところ であります。その対策といたしまして、市では今 年度から2年計画で市独自に成年後見人を養成す る事業を開始し、現在30人の方が受講している状 況であります。なお、詳細については担当部長か ら補足説明させます。

次に、ご質問の第3点目の福祉教育と人材育成についてお答えいたします。鎌田議員ご質問の趣旨が介護事業に従事する職員の賃金を中心とした待遇の改善と人材育成ということかと存じます。したがって、介護保険者としての役割という観点

からお答えいたしたいと存じます。

介護保険者としてご質問の趣旨に沿う活動としては、介護保険サービス提供事業所に対する指導がございますが、その範囲は市としては地域密着型の介護保険事業所に限られることから、グループホームや小規模多機能型の事業所などが主なものであります。他の事業所については、県の管轄となり、市としては同行する形しかとれない規定となっております。

また、指導内容については、主に被保険者の処 遇や保険給付に関連するもの、施設の基準や人員 配置等が中心となり、法に規定されている事項と なるもので、介護保険事業所の勤務する職員の処 遇については基本的に雇用主との契約事項に当た ることから、市として強制力のある指導は難しい 状況にあります。

また、人材育成ということですが、市として直接事業者を教育する機会はなかなか持てない状況でありますが、月に1回開催されている地域ケア会議の席において、困難事例等の検討を行い、相互の知識習得に努めているところであります。

その他各事業所において、関連団体事業者等が 開催する研修等を受講してスキルアップを図って いるものであります。また、研修に関しては、介 護保険サービス提供事業所の指導の中に職員の研 修機会についての質問を設定することもございま す。ほかに市としては、県から寄せられた情報等 を各事業者に通達し、研修の情報を提供しており ます。詳細につきましては、担当部長より補足説 明させます。

3 点目の教育問題につきましては、教育委員会 よりご答弁いたします。

- ○議長(村中徹也) 教育長。
 - (牧野正藏教育長登壇)
- ○教育長(牧野正藏) 鎌田議員のご質問にお答え いたします。

まず、学校支援ボランティア活動事業について であります。この事業は、議員ご承知のとおり、 学校と地域が一緒になって子供の教育活動を支え よう、地域の子供は地域全体で守り育てようとい う目的のもとに実施されているものであります。 本市においては、平成19年度に地域における学校 支援基盤強化事業として文部科学省と青森県の委 託を受け、学校支援協議会を立ち上げ、試行的に 2校をモデル校として指定したところでありま す。平成20年度には、この事業の名称を学校支援 地域本部事業とし、3カ年の継続事業として実施 しているものであります。学校支援協議会の構成 メンバーを市の社会教育委員、モデル校の校長、 教頭、地域のコーディネーター、教育委員会職員、 計12名とし、この事業の企画や運営方策について 検討した結果、これまでのボランティア活動の取 り組み状況を踏まえ、モデル校として正式に第一 川内小学校と城ケ沢小学校の2校にお願いしたと ころであります。

第一川内小学校につきましては、以前より地元ボランティアサークルによる学習支援活動が行われてきており、算数、国語の採点、学校内外の環境整備、俳句、自然体験、読み聞かせ、クラブ活動指導など、ゲストティーチャー、いわゆる外部講師招聘事業での活動実績があったことにより、学校との連携がスムーズに行われ、現在は27名のボランティアスタッフの協力により、本事業が効果的に実施されているところであります。「無理なくできることから始めよう」をモットーに、ボランティア活動を継続している姿勢は、県内においても高く評価されているところであります。

城ケ沢小学校につきましては、海上自衛隊を保護者に持つ児童が多数を占めることから、年度途中での転出入も数多く、ボランティアにかかわる人材を確保することが大変難しい地域でもありますが、全国各地のさまざまな情報と経験を持ち合

わせた保護者が多いことも事実であり、こうした 活動に積極的にかかわろうとする方々が多くおら れることが特徴的であります。

これまで読み聞かせと図書室環境整備を中心とした活動をしてきており、今後はその定着に加え、外部講師の活動を含め、環境整備やそれ以外の多様な支援活動を目指して、7名のボランティアスタッフが積極的に取り組んでいるところであります。これらモデル校以外の学校におきましても、地域と連携したボランティア活動を積極的に受け入れており、PTAを中心とした保護者、町内会等のいろいろな団体の方々による登下校時の安全指導を初めとして、校内外を問わずさまざまな形でのボランティア活動を実施しているところであります。

議員ご指摘のように、これからも継続して地域に根差したボランティア活動を推進していくためには、学校と地域を調整するコーディネーターの養成はもとより、地域によってはボランティアの確保が困難な地域もありますことから、地域を超えて活動してくださる方々の確保も考えていかなければならないと思っているところであります。

現在の制度では、このようなケースに対しては、 交通費等の支給ができないことになっており、空 白地帯が出てくることが考えられることでもあ り、本事業をさらに拡充していくためには柔軟な 運用が不可欠であります。県を通じて制度を改正 することができないかどうか、他市町村とも協議 し、要望してまいりたいと考えております。

学校支援ボランティア事業は、むつ市教育プランの重点事項にも掲げておりますことから、学校と地域住民が一体となった支援体制の整備と拡充に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、学校給食の安全性についてのご質問にお

答えいたします。学校給食における食品の安全確保につきましては、文部科学省が制定した学校給食衛生管理の基準に基づき、安心安全な給食の提供を最優先して実施しているところでありますが、本年9月に三笠フーズ株式会社による事故米の不正流通が発覚したことは、国が直接関与している主食としての米の保管、管理体制に大きな疑問を抱かせ、我が国の食の安全を根底から揺るがす事案であり、まことに遺憾なことであると思っております。

本件に関しましては、市内の小・中学校について調査の結果、文部科学省の学校給食衛生管理の基準による食品納入時の検収簿の保存年限が1年となっているため、保存期間を超えたものは既に整理してしまっていたことから確認不能となった学校が小学校3校、中学校2校あったところであります。このことにつきましては、去る10月3日付で中国における牛乳へのメラミン混入関連商品の使用は本市の小・中学校においてはなかったこととあわせて、学校を通じて保護者にお知らせしたところであります。

なお、今回の検収簿の保存年限が1年であるため、使用の確認が不可能だったことを踏まえ、むつ市独自に保存年限を6年と定めたところであります。また、記入に当たっては、漏れのないよう各学校及び施設に通知したほか、食材の選定についても厳重に精査し、リスクを伴う食材については徹底して排除するなど、安全確保に努めるよう指示したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、地産地消につきましては、さきのむつ市議会第195回定例会の横垣議員のご質問にお答えしたところでありますが、平成17年7月施行の食育基本法に基づき策定された食育基本計画では、県産品の利用割合を平成22年度までに食材ベースで都道府県平均30%以上にするとの目標を定めて

おります。当市の県産品利用割合は、既に50.75%と目標値を上回っているものの、むつ市産で申しますと、0.42%にとどまっております。すぐれた農水産物を生産している生産者の食材を学校給食で使用したいとの思いはあるものの、保護者からご負担いただいております給食費で賄うというシステムや、食中毒対策上の衛生面など、超えなければならないハードルがあるのも事実であります。今後この数値を上げていくためには、廉価で安全な食材が安定的に供給していただける仕組みと、継続的に受注配達が容易にできる環境や体制づくりが必要不可欠であると思われますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) 行財政問題についての1 点目、今後の公務員人事制度、給与構造改革につ いて市長答弁に補足説明させていただきます。

職員数及び給与費の削減実績についてでございます。まず、退職者一部不補充による給与費の状況についてでございますが、退職者から新採用者を差し引いた数値で申し上げますと、平成19年度の実績は職員数では30名の削減となり、金額にいたしますと3億7,600万円の削減となっております。また、平成17年度から平成19年度までの合計では68名の削減となり、金額にいたしますと9億440万円の削減となっております。

次に、手当の削減及び見直しに関する実施状況でございますが、まず管理職の手当の削減及び支給範囲の見直しについてでございますが、平成19年度の実績は削減分で3,622万円、見直し分で3,661万円でございまして、合計で7,283万円の削減となっております。平成17年度から平成19年度までの3年間の合計額では、削減分で9,907万円、見直し分で1億173万円となり、合計で2億80万円の削減となっております。

次に、特殊勤務手当の見直しにつきましては、

これは7つの手当を廃止としてございますが、平成19年度から実施しておりまして、432万円の削減となっております。

次に、市長等の特別職給与の削減についてでございますが、平成19年度では1,011万円、平成17年度から平成19年度までの3年間の合計では2,730万円の削減となっております。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(吉田市夫) ご質問の福祉行政に ついてのうち、高齢者虐待防止法、成年後見制度、 福祉教育と人材育成について市長答弁に補足説明 させていただきます。

まず、高齢者虐待防止法とは、虐待の防止と養護者に対する支援を促進し、高齢者の権利、利益の養護に資するため、国の責務と虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた家庭で、施設で介護を受けている高齢者を虐待から守る法律であります。

具体的には、65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や食事を与えないなどの長時間の放置、無視や暴言などで心理的外傷を与える行為、性的虐待、本人の承諾なしに年金などの財産を奪ったり財産を家族らが勝手に処分するなど、経済的虐待と定義されております。さらに、この法律では、虐待を発見した家族や施設職員には市町村への通報義務が定められ、通報を受けた市町村長は、自宅や入所施設に立ち入り調査ができ、警察署長に援助を求めることができることになっております。

当市の高齢者虐待の現状についてでありますが、虐待の発生状況につきましては、養護者における虐待の通報または相談を受けた件数は平成18年度は10件、平成19年度は15件となっております。このうち虐待と判断した事例は、平成18年度

は6件、平成19年度は9件となっております。要介護施設従事者等による虐待の通報または相談件数はございませんでした。

また、虐待と判断した事例に対する対応策につきましては、虐待者から施設等に分離した事例が7件、虐待者から分離せず介護保険サービスの導入や家族に対する助言指導を行った事例が8件となっております。

高齢者虐待に対する取り組み状況と課題について申し述べます。当市では、高齢者虐待の防止、保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、今年度から保健、医療、福祉、司法関係者等の15名の委員で構成されるむつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会を設置いたしました。また、高齢者虐待が発生した場合の対応策といたしまして、行動基準を明確にする高齢者虐待マニュアルを来年度に使用できるよう現在作成中であります。

施設等に対する取り組みといたしましては、地域密着型施設には、市の実施指導を行い、他の養護施設には県の指導の際に同行させていただく予定でおります。しかし、市に届いている事例が全部とは考えられず、高齢者の虐待は地域にどれだけ潜在しているか、把握し切れない状況にあります

高齢者虐待の原因には、長年の家族関係や介護 負担、経済的問題等介護する家族の心情も察して 支援していかなければならない現状があります。 したがって、今後の市の課題といたしましては、 虐待が起こらないように予防のための啓発を継続 していくことと、本年度から設置されましたむつ 市高齢者権利擁護ネットワーク委員会を活用し て、その輪を広げ、具体的な活動につなげていく ことにあろうかと思います。

次に、成年後見制度について補足説明いたしま す。この制度を利用するためには、本人の住所地 を管轄する家庭裁判所に申し立てすることになりますが、申し立てができる方は本人、配偶者、4 親等内の親族などで申し立てする方がいない場合には市長申し立てを行うことができます。また、低所得者に対する支援事業として、市長申し立てにかかる費用及び市長申し立てを行った場合の後見人に支払う費用の助成を実施しております。

それでは、当市の成年後見制度の利用状況を説明いたします。まず、相談の件数については、平成18年度は3件でしたが、平成19年度は17件と大幅にふえております。また、利用状況といたしまして、市長申し立ての件数は平成18年度が1件、平成19年度も1件となっております。利用した方は、いずれも単身の重度認知症の方であり、後見人としては社会福祉士、司法書士が受任しております。なお、青森家庭裁判所むつ出張所におけるむつ管内の申し立て件数は、平成18年度が18件、平成19年度が11件となっております。

成年後見制度に係る当市の課題についてでありますが、現在下北管内で第三者の後見人に選任され受任している方は3名と非常に少ない状況にあります。今後独居高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要がますます多くなっていくことが予想される中、後見人となる人材の不足が考えられます。

当市といたしましては、このような事態に備えまして、市民から成年後見人等の候補者及び成年後見人に関する支援相談員を養成していくことを目的といたしまして、今年度から2カ年計画でむつ市市民後見人養成講座を開催することとし、現在講座を開催しておりますが、30名の市民が参加し、民法などの法律の基礎知識を学んで、先般めでたく最終的に28名の方が修了証書を受け、来年度さらなるステップアップした講義を受講する予定となっております。

次に、介護保険事業所従事者についてでござい

ますが、平成20年7月17日に開催されました国の 諮問機関である社会保障審議会介護給付分科会に よりますと、介護保険職員の離職率は正職員の介 護職員で20.4%、非正職員の介護職員では32.7% に及ぶとしています。また、労働条件や仕事の負 担については、仕事の内容の割には賃金が低いと 回答した介護職員が49.4%となっております。 らに、「直前の介護の仕事をやめた理由は」と らに、「直前の介護の仕事をやめた理由は」と らに、「直前の介護の仕事をや労働時間の待遇 に不満があったためと回答しております。これが むつ市の現状と一致するかどうかは、市といたし まして調査を実施していないことから不明ではあ りますが、全国的な傾向として議員ご指摘のとお り、介護従事者の賃金の低さが離職率の高い原因 の大きな部分を占めているものと考えられます。

これに対し国では、平成21年度から人材確保対策として介護報酬を3%上げることを決定しておりますが、またこれによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成21年度は改定分の全額を国が負担し、平成22年度は改定分の半分を国が負担する方策をとるとしています。

また、介護人材等の緊急確保対策として、介護福祉士修学資金貸付事業の拡大や母子家庭の母親の介護福祉士、看護師等の資格取得支援確保等の事業を展開するとしております。市としては、市内の各事業所に対しての指導が、地域密着型の事業所に限られ、しかも指導内容が法律で定められている給付利用者の処遇、施設基準、人員基準、職員に対する研修等に限られること、さらに賃金等の決定は雇用者との契約事項であることから、強制的に処遇の改善を要求することができない状況にあります。このたびの国の制度により介護職員の処遇が改善されることを期待するものであります。

- ○議長(村中徹也) 1番。
- ○1番(鎌田ちよ子) 全般にわたるご答弁ありが

とうございます。質問の1、行財政問題について でありますが、私たち議会も村中議長をリーダー にすべての見直しとスリム化することを目標に議 会改革中であります。ぜひ皆様にもよろしくお願 いいたします。

1点目の再質問ですが、現在介護保険の訪問調査員、むつ市におきましては、むつ市が直接訪問調査員を擁し実施しています。この形態は、県内全国でもまれと聞いておりますが、2000年に介護保険が始まってから現在に至るまでのこの方々の給与といいますか、生活実態にかかわる状況をお知らせください。

- ○議長(村中徹也) 答弁の前に申し上げます。 補足答弁ですので、補足の域を超えないように 答弁してください。保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(吉田市夫) 介護保険事業従事者 の賃金といたしましては、平均して調査に要する 時間、事務処理を含めて2時間以内ということから、時間給1,250円の2,500円を支給しております。 県内の最低賃金よりもかなり高いところで設定しているのではないかと思います。
- ○議長(村中徹也) 1番。
- ○1番(鎌田ちよ子) この資格を持って訪問調査 している方々は、それぞれケアマネジャーと同じ ような資格を有している方と認識しております。 この方々が時給1,250円の2時間で2,500円という スタート時期から現在に至るまで、私もケアマネ ジャーをしていた経験から、このような実態であ りますので、これがそのほかの介護従事者にもつ ながっているのではないかなという思いでこのこ とを質問しております。

また、車等も借り上げの状態だとお聞きしております。出先での事故等も本人負担であります。 そのようなことから、ゆっくり、じっくり訪問調査するには、せめてこの制度を他市でもやっております非常勤職員、例えば午前9時から午後4時 までとか、いろいろ条件は出てくると思いますが、 現場の方々が働きやすいその報酬と時間帯ももち るん考えていただいて、ぜひ見直していただくよ う要望いたします。ぜひよろしくお願いします。

市長に1点お願いしたいというか、ぜひ答弁していただきたいことですが、先ほど教育問題の学校ボランティアのところで、確かに合併で広くなっておりますので、川内のようなもともと地域の方々がかかわり合ってやられているところと、またいろんな空白地域が出てくると思います。ぜひ有償ボランティアということで考えていただきたく、このことにつきましては、限られた職員体制をサポートし、よりよい学びの場を提供できるということで、ぜひそのような、また交通費が最大の問題になってくると認識いたします。この件について、市からの財政負担とはなると思いますが、子供たちのこれからの未来のために、特に子供を大切に思っている市長ですので、有償ボランティア育成について1点お伺いいたします。

- ○議長(村中徹也) 教育長。
- ○教育長(牧野正藏) これまでの教育というと学校中心、もちろん学校だけがというふうな感じでありましたが、これからの21世紀の教育というのは、やはり地域一体型といいましょうか、学校と地域が一緒になって自分たちの子供を守り育てていくというのが大きな文部科学省のテーマといいましょうか、大きな重点目標でもあるわけでございます。

それはそれといたしまして、やはり地域に支えられていく、そして多様な地域の方々がいろんな能力、あるいはまた技術、そういうものを持っているわけでございます。そういう外部の力を大いに利用するということは、子供ばかりでなくて、学校の中におる教職員のいろんな雑務と言ったらなんでございますが、それからある程度は開放される面がありまして、子供と接する時間が逆に多

くなるわけでございますので、この辺は大いに利用していかなければならないことだろうと、このように思っております。

今やっていますことは、県の事業というか、文部科学省の中で、大きな関連の中でやっているわけでございますが、当面私どもは、先ほど申しましたように、県に対してもうちょっと全県的な目で見ていただきたいということで、他市町村とも協議しながら、まず県がそういう形でネットワーク的に目を光らせていただきたいというようなことを要望してまいりたいと、このように思ってございます。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 今教育長が答弁したことに 尽きるわけでありますけれども、実は昨日むつ市 内のPTAの方々がお集まりをいたしまして、P TA活動、省略して日P、それから文部科学大臣 賞というふうな形で、それから広報紙の特賞をも らったとか、さまざまな5つか6つに及ぶPTA 活動が評価されまして、その受賞記念に出席いた しました。そういう意味では、今教育長お話しの とおり、PTAのみならず、さらに地域一体とし て学校を支えていくと、学校を盛り上げていく、 何が地域として学校を支えることができるのかと いうふうなことをしっかりと私たちも行政として サポートはしていかなければいけないと。今回の 議員お話しのご提言の部分、これらも県の動向を 見ながら、当市として何ができるのかというふう なことは、子供たちのため、これが第一義でござ いますので、地域等のご意見を伺いながら、また そのボランティアの部分でできるのか、そういう ところも検証をより深めていくこの1年、2年に していきたいと、こういうふうに思いますので、 ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(村中徹也) これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。 午後 零時 1 5 分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

澤藤一雄議員

○議長(村中徹也) 次は、澤藤一雄議員の登壇を 求めます。2番澤藤一雄議員。

(2番 澤藤一雄議員登壇)

○2番(澤藤一雄) 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問をいたします。

世界じゅうから金を集めて収入以上の生活をエ ンジョイしてきたアメリカのマネーゲームがつい に崩壊し、世界じゅうの実体経済に深刻な影響を 与えています。実体経済とは、ゲームではなく、 物を生産しサービスを提供するなど、額に汗して 働いた結果として生活の糧を得ることでありま す。既に全国で新卒の採用取り消しや解雇のあら しが吹き荒れて、仕事と住宅を同時に失う方など、 かつてない社会不安が広がって、連日のマスコミ 報道では、ますますその深刻の度合いを深めてい ます。大きな製造業もない一見景気とは無関係と も思える我がむつ市においても、不景気だけは確 実に押し寄せています。商工業が衰退しています。 車社会の進展など、生活スタイルの変遷に加えて 際限のない規制緩和と人口減少、さらには市町村 合併により地元発注が極端に減少したことによる 旧町村部の加速度的な衰退、漁業においては海水 温の上昇に象徴される気候変動によると見られる 漁期と漁獲量の不安定化、生産者が価格を決めら れない第1次産業の現状に加えて、燃料価格が下 落傾向にあるとはいいながら、既に累積した燃油

の借金に加え、スーパー店頭価格に左右される魚 価の低迷という明らかに不況の影響が急激に顕在 化しています。

年末になっても借金は払えない、来年は船を出せないと漁師の方が話しておられました。資金繰りができず、年が越せないという商店主の方、石油スタンドの従業員の話では、灯油の配達に行けば、いつまで油を買えるのか、買えなくなったらどうすればいいのかというお年寄りが多くなったといいます。このような方がどうするかといえば、できる限りストーブをつけない、これは収入の少ない高齢者には共通しています。そして、比較的都市化が進んだむつ地区では、寒い冬の間はショッピングセンターや図書館で一日を過ごす、中には病院の待合室という方が多くなっているといいます。

旧町村、あるいはもともと集落であった地域は どうでありましょう。ほとんどがストーブを節約 して布団に入ったまま、あるいはこたつに入った ままテレビを見て1日を過ごすという生活をして いるのであります。確かに灯油代に5,000円の支 援策が実施されます。ありがたいことです。しか し、焼け石に水という言葉もあります。介護保険 や後期高齢者医療の保険料に加えて個人市民税ま でも年金から天引きされ、自主納付の方が滞納す れば、病院で全額負担を強いられるなど、人とし ての生存が根底から壊されているのであります。

23兆円の経済対策が発表されました。大事なことであります。しかし、発表はだれでもできます。本当に実現できるのか。朝令暮改、支持率凋落の末期政権が当てになるのでありましょうか。政権交代が現実味を帯びてきました。政局絡みの混沌とした先行き不透明な状況。このような中、全国で最も所得の低い下北半島、その中で中核都市と自認する我がむつ市が、国政が崩壊含みのていたらく、県政は不祥事多発するも毅然とした対応が

できていないという状況の中で、困窮する市民の 方々の暮らしを何としても守らなければならな い、民生安定を図らなければならない。このよう な現状認識を持ちながら、通告に従って一般質問 をいたします。

第1点目の分庁舎の人事配置についてでありますが、市民の負託を一身に受けられた市長が、その政策を具現化する、政策を遂行するためには、財政とともに最も重要な手段が人事配置であるとの立場から、9月定例会でも議論をさせていただき答弁をいただきました。しかし、実態は大畑地区市民も到底納得できないものでありますことから、再度質問をいたします。

1つ、各庁舎における組織及び業務遂行の状況は把握しているのか。

1つ、旧町村間での均衡ある配置について、保健師を含む一般職の職員における本庁舎から分庁舎に異動している人員の比較についてお伺いします。

次に、廃棄物政策についてであります。一般廃棄物の処理は、下北地域広域行政事務組合が行っておりますが、これに直接かかわる委託費が平成15年度は6億4,632万円、平成20年度は10億8,512万円、この75.3%をむつ市が負担しておりますので、この支出の範囲で、あるいはこのたびプラントの故障により下北地域広域行政事務組合において処理できなくなったむつ市民が排出した一般廃棄物の処分について、市の行政がかかわった部分について質問させていただきます。

10月初旬に発生したごみ処理施設の故障により、11月1日から12月8日までの38日間にわたって1日当たり60トン、全体で2,000トンの、いわゆる可燃ごみが大畑地区の最終処分場で埋設処分されました。一般廃棄物最終処分場は、衣食住と同様、人間生活になくてはならない施設であります。同時に、悪臭やハエ、ネズミの発生など、い

わゆる迷惑施設でもあります。加えてその建設に は多額の財源を要することから、いずれの自治体 でも可能な限り使用年数の長期化に努力すること が常識とされています。

この施設においても、火災や水害、あるいは地震、津波など、住民の緊急時にいつでも粗大ごみなどを搬入できるよう配慮して、当初15年間の利用期間であったものを平成35年までの30年間へと延命に成功した施設であります。そのためには、住民のご理解、ご協力をいただいて資源ごみ、可燃ごみ等極力分別と減量化に努めてきたものであります。

このことから、今回少なくとも10月中旬には予想されていて、11月1日から実施された埋設処分に当たって、1つ、ごみ処理施設が故障していること、ごみの分別と減量化をしてほしい、有害ごみを入れないでほしいなど、市民への周知と協力のお願いはしたのか。

1つ、現在の最終処分場の管理状況がどうなっているのか。

1つ、今後この最終処分場の管理がどうなるのか。

1つ、処理をしないで埋設することの問題点はあるのか。

次に、平成21年4月から一般廃棄物収集業務の 入札とごみ出しの方法が変わるようですが、収集 業務について、旧むつ市は従来から入札制度を実施し、大畑地区は平成20年度契約分から入札となりましたが、平成21年度から川内地区及び脇野沢地区も入札となるのか。また、平成20年2月1日、むつ市告示第4号、むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱を定めたが、むつ市における入札参加資格が経験年数2年を要件とし、大畑地区においては経験年数を要件としなかったのはなぜかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 澤藤議員のご質問にお答え いたします。

まず、分庁舎の人事配置についてのご質問の第 1点目、大畑庁舎の現状認識はいかにについてで あります。むつ市議会第197回定例会において、 分庁舎各課が本庁舎各部と直結する役割構成が、 本庁と分庁舎の役割分担をやや不明確にしている という点は否めないところであると申し上げまし た。しかしながら、このことは、裏を返せば職員 それぞれが不明確な役割分担に甘んずることなく 本庁各部との連携を強く自覚すれば、おのずと地 域の要望を迅速に取り込むことも可能ではないか と考えております。確かに地域の人材や地理はも とより、大畑地区の特殊事情に明るくない本庁か ら異動した職員が配置されているからだという声 を私も耳にしておりますし、議員からもご指摘を 受けております。しかしながら、本庁との意思疎 通という意味では、本庁から分庁舎に異動になっ た職員がいることによる利点もあろうかと思いま す。

さらには、職員間の刺激という意味では、新しい血を入れることによる利点も少なからずあろうかと思います。庁舎間の人事交流については、合併後の一体感の醸成と各地区の行政事情を職員相互が共有すべきという長期的な人材育成を見据えた観点から、積極的に促進してきた経緯があることは議員もご承知のことと存じます。

むつ市議会第197回定例会において私は、地域の特性を伸ばし、産業振興の促進という観点から、厚目の人事配置を行ったという趣旨のことを申し上げました。そして、その思いが伝わっていなければ、その部分はしっかりと督励していきますとも申し上げました。したがって、私も機会をとらえて大畑地区及び大畑庁舎に出向き、生の声を聞

き、生の現場に触れるように努めております。無 論議員の大畑地区及び大畑庁舎に対する熱い思い からすれば、まだまだ物足りないとは思いますが、 私なりにその思いを真摯に受けとめ、大畑庁舎の 業務の実相と課題を継続的に検証していきたいと 考えております。

次に、ご質問の第2点目についてお答えいたし ます。旧町村間での均衡ある配置についてであり ます。議員ご指摘のとおり、本庁からの職員が各 分庁舎に異動した職員数を単純比較いたします と、確かに大畑庁舎に多く配置していることは否 定いたしません。しかしながら、逼迫した財政事 情を因とする退職者の一部不補充を余儀なくされ ている中で、全庁的に職員が減少しているという 状況、さらには団塊世代の大量退職が既に始まっ ている現在においても、なおかつ50歳以上の職員 が約半数を占めているといういびつな職員構成は 避けることのできない過渡期とはいえ、紛れもな い事実であります。そういう意味では、行政サー ビスの低下や停滞を招かないように、事務の効率 を上げていかなければなりませんし、当然ながら 組織機構の見直しも避けられないものと考えてお ります。

いずれにいたしましても、当面の間はこうした 背景を踏まえつつ職員配置を行わなければなりま せん。したがいまして、あくまでも将来的な視点 に立った分庁舎の役割と全庁的な均衡を意識しな がら、適正配置を心がけたいと考えておりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、廃棄物政策についてのご質問のアックス・グリーンの故障に伴う可燃ごみの大畑一般廃棄物最終処分場への埋め立て処分についてであります。 1 点目の埋め立て処分するに当たってごみ量を減らし、最終処分場への負荷を軽減するためにごみの減量化について、市民への周知と呼びかけをしたのかとのご質問ですが、澤藤議員が言われ

るとおり、ごみの減量は最終処分場への負荷軽減には有効な手段ではありますが、下北地域広域行政事務組合から市に対し、可燃ごみの一般廃棄物最終処分場への搬入についての依頼から搬入の開始まで期間が短かったことから、周知はいたしておりませんので、ご理解賜るようお願いいたします。

2点目の市が所有する最終処分場の利用状況及び管理状況についてのご質問でありますが、現在市には4カ所の最終処分場があります。一般廃棄物処理施設のアックス・グリーンがガス化溶融炉でありますので、アックス・グリーン供用開始前に埋め立て処分していたごみが中間処理できることとなりましたことから、最終処分場の利用を大幅に縮小し、災害ごみ及び町内清掃時に排出される側溝土砂を搬入し埋め立て処分しております。

また、管理については利用を限定していることから、施設の維持管理上不可欠な浸出水処理施設 関連の経費を除いては必要最低限にとどめております。

3点目の可燃ごみを埋め立て処分したことにより、今後発生すると考えられる問題点についてでありますが、可燃ごみの中には生ごみ等の有機性廃棄物が多く含まれていることから、有機物の分解により浸出水の水質の悪化が考えられます。しかしながら、大畑一般廃棄物最終処分場は、遮水工や浸出水処理施設を設けた管理型の最終処分場であることから、埋立地の汚水により地下水を汚染しないように適正に処理し、放流しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、一般廃棄物収集運搬業務委託の入札とご み出しの変更についてのご質問であります。 1点 目の平成20年度一般廃棄物収集運搬業務委託の契 約方法についてでありますが、一般廃棄物の収集 体制は、各地区で合併前の異なる収集体制のまま 今日まで継続しておりますことから、収集運搬業 務委託契約につきましても、地区ごとに実施してまいりました。平成20年度は、むつ地区と大畑地区は一般廃棄物収集運搬許可業者数が収集コース数を上回っていたことから指名競争入札を、川内地区と脇野沢地区は許可業者が1社しかないため随意契約をしております。

2点目のむつ地区と大畑地区で入札した際、委託の基準は違うのかとのご質問でありますが、廃棄物処理法施行令第4条に一般廃棄物の収集運搬及び処分を市町村以外の者に委託する場合の基準が規定されており、第1項に受託者の資格要件として業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の年数を有するものであることと定めております。むつ地区と大畑地区の委託基準の相違点は、相当の経験年数を有するものをどのように運用するかでありまして、平成20年度のむつ地区の委託基準要綱は、経験を2年以上有する者と規定しており、大畑地区では期間を定めず、収集運搬の実績があるものとしております。

3点目の平成21年度一般廃棄物収集運搬業務委 託の契約方法はどうなるのかとのご質問でありま す。さきに申し上げましたが、一般廃棄物の収集 体制については統一されていないことから、統一 に向け、本年5月15日にむつ市廃棄物減量等推進 審議会に一般廃棄物の収集体制等の見直しについ て諮問し、審議を経て8月7日に答申を受けてお ります。この答申に基づき、来年4月から市内全 地区のごみの収集体制等を統一することとし、条 例の改正について9月定例会にお諮りし、御議決 を賜ったところであります。ごみの収集体制の統 一に伴い、これまでさまざまな差異がありました 一般廃棄物収集運搬業務委託の仕様につきまして も統一することとし、新年度からは市内全地区の 一般廃棄物収集運搬業務委託を指名競争入札で実 施する予定でおります。

4点目の平成21年度からごみ出しの変更に伴い、一般廃棄物の収集運搬業務委託はどうなるのかとのご質問でありますが、平成21年度からむつ地区でも資源ごみのステーション回収が開始となりますので、新たに収集運搬を業務委託することになります。

また、さきに述べましたが、全地区での指名競争入札を実施する予定でおりますことから、これを機にこれまで地区ごとの収集コースを設定しておりましたが、全地区の効率的な収集コースの再編をする予定でおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) まず、庁舎の人事配置につい てでありますが、今各庁舎に配置されている本庁 からの異動の職員の数でございます。川内庁舎が 部長、これは所長だと思いますが、含めて合計で 5人、脇野沢庁舎は非常勤の所長を入れて4人、 大畑庁舎が13人であります。5人、4人、13人な のです。それで、9月定例会で私、地元出身の課 長職何人いるのですかといったら、川内が5人、 脇野沢が4人、大畑が2人でした。まるっきり今 の地元出身の数と、そして今本庁から分庁舎に異 動している職員の数が反比例しているのです。川 内、脇野沢が次長級が1人ずつ、大畑に3人来て いる。それから、総括主幹、川内庁舎にゼロです。 脇野沢庁舎に1、大畑庁舎に4人来ているのです。 課長補佐が川内庁舎1、脇野沢ゼロ、大畑2なの です。大畑の人たち何と言っていると思いますか。 庁舎に行っても知らない顔が多過ぎて、なかなか お願いやらお尋ねやらしかねると。みんな課長の 適齢期の人たちを本庁に持っていって、その穴埋 めに本庁から課長職、次長職をよこしているので はないのと、こういうふうに大畑の住民は受けと めています。

答弁を聞けば、いわゆる産業の振興のためとか

言われます。だけれども、では1つ私が例を言いましょう。現場を抱える職に、車の運転ができない職員が配置されている。直接の担当です。この方々が現場に行くためには、同じ課の同僚に運転をお願いしなければならない。これは、ご本人も非常につらいでしょう。そしてまた、ご本人だけでなく、お願いされた側にしてみれば、自分の仕事を持ちながら、運転をして乗せていかなければならないという状況になるわけです。これが産業の振興とか、地域の振興とかになるのですか。

もう一つ、先日市民の方からお願いの電話が来 ました。10月の半ばでした。障害者が4月に退所 して自宅にいる。この方は、自分で注射をして、 食事制限もしなければならない方なのです。この 人が1人である意味では本人の意思に反して退所 させられて自宅に来ている。それで本人は、入所 したい、施設に入りたいとはっきり意思表示でき る方なのです、注射もする方ですから。ただ、食 事の管理がうまくできない。この担当している職 員が、間もなく1年、2年で退職するという、福 祉の仕事を一回もやったことない職員です。これ は地元の人です。そして、この方とチームを組ん で現場対応しているのが本庁から行っている職員 です。私分庁舎にも行きました。そうしたら、要 は身元引受人が入所させたくないと言うからだめ だという話なのです。これは、法律的なもの、あ るいは健康管理、病気の自らの管理を障害者の方 がしなければならないというような状況からかん がみれば、私の判断ですと、これは緊急事態だと。 だから、身元引受人の意思ではなくて、本人が判 断できるわけですから、本人の意思こそが尊重さ れるべきだというような私の判断で、分庁舎にも お話ししました。だけれども、通らなかった。私 は本庁にお邪魔をしてお願いをしました。早速対 応してくれました。12月3日にこの方、ショート ステイを経て、グループホームに入所されるとい うことになったことについては非常に感謝しています。この現場対応してくれたのが大畑から本庁に通勤している職員です。ちゃんとした現状認識と、あるいはその障害者の権利、健康が阻害されて万一も考慮されるというような現場対応しなければならない。しかも、この現場に行っている2人の職員だけの話ではない。課全体がチームとしてそういう健康、不測の事態も考慮されるというような状況の中で、今の庁舎が対応できていない。市長、ご意見を。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 澤藤議員がまず最初にお話 をいたしました大畑住民の受けとめ方というふう なことですけれども、私は決してそれがすべての 声ではないというふうに思っております。私もで きるだけ庁舎のほうにも赴き、また庁議を開いた り、そして地域の課題、そういうふうなものを常 々聞くように話をしております。また、澤藤議員 から定例会ごとに庁舎に対してのかなり厳しいご 発言があること、これもしっかりと話をしており ますし、幾らかずつでも改善をされてきたものと いうふうな思いをしております。そういうふうな 意味で、さまざまなご意見、今かなり強いご指摘 もございました。2点目の件につきましては、私 はその部分についての詳細はまだ報告を受けてお りません。しかしながら、身元引受人がどういう ふうな形でなされていたのか、そういうふうなと ころ、そしてまた12月に入って、身元引受人では なくてご本人のご希望がかなったということ、そ ういうふうなかなった部分は評価もしていただき たい。しかしながら、その部分において身元引受 人、さまざまなプロセスの中で、やはり身元引受 人の存在もあるというふうなことのご発言でござ いましたので、そういうところもしっかりと今後 その部分については調査を進めて、よく話を聞い ていきます。そういうふうなことで、何を答えた

いのか、ちょっとわかりませんけれども、しっか りと督励はしていくというふうなことにとどめさ せていただきます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 今の障害者の部分ですけれど も、私に10月の時点で相談がありました。そのと きには、民生委員及び庁舎のほうによくよくお願 いしてみてくださいというようなぐあいに話し て、相談者にそういう回答をしておきました。だ けれども、やはり本人が入所しないと満足なもの も自分でつくって食べれないというような状況が あるわけですから、それが具体的に明らかになっ たのが11月20日過ぎです。それで私もいろいろ庁 舎のほうにお願いもしました。状況も確認をしま した。それで民生委員さん及び庁舎が動かないの であれば、これ以上は、要は本人の判断を優先す るか、本人の意思を、そして身元引受人の同意が なければどうもできないというような、そういう 話になるわけです。だから、そんなはずないだろ うと。あくまでも本人の意思が確認できて、本人 の健康を守れないというような緊急事態だと。あ る意味では、障害者の虐待というふうなとらえ方 もできるわけです、その時点での判断は。現場で は、しなければならない状況なのです。だから、 当然そういう判断を分庁舎がチームとして取り組 んだうえで、あるいはその判断がつかなかったら 本庁のほうに具体的なそういう提起をして判断を 仰ぐというようなこともしなければならないと私 は思うのです。それができていない。ですから、 一回も福祉の担当をしたことのない退職間近の、 定年間近の人がそもそもこういう障害者のその現 場対応をしなければならないというような今の状 況。何ですか、これは。

私は、市長は一体感の醸成とかいろいろ弱い部分を補強するために人事異動やっているとかとおっしゃいますけれども、それは建前でしょう。こ

の人事のもとをつくったのは、杉山前市長の合併 直後の流れと、そのスタッフの方々です。ですか ら、私前回も申しましたけれども、いわゆる均衡 ある人事交流だったらわかるのです。だけれども、 そうなっていないではないですか。しかも、その ことによって庁舎の機能が高まって、市民の福利 厚生、あるいは産業振興がなっているというのだ ったら私も納得します。そうではないでしょう、 これは。どうですか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) ただいまのご発言の中に福 祉の仕事を一回もしたことがない、そして退職間 際とかと、こういうふうなお話がありました。や はり行政というのは、職員は幅広くさまざまな部 分で、その職務をしていかなければいけない。例 えば教育委員会に行くと教育の分野、当然またさ まざまな行政委員会もあります。そしてまた、経 済部、総務部、保健福祉部、そういうふうなさま ざまなところ、それを経験して初めてトータルと しての行政運営を見るような立場になってくる と。それを一回も来たことがない、その仕事をし たこともないというふうなことで、仕事がおろそ かになってはいけないと思います、それは。その 部分で一回も福祉の関係の仕事をしたことがない ということでのご発言、私はこの部分については 反論はいたしません、控えますけれども、その形 のものであっても、これまでのさまざまな経緯の 中でしっかりと仕事をしていくのは当然であろう と、こういうふうに思っております。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 市長のご答弁ですけれども、 いいのです。ただ、私が今申し上げているのは、 要はこの身元引受人と障害者本人の意思をどうと らえて、今この障害者の方がどういう状況にあっ て、今何をしなければならないのかという判断を 市長が言われるような答弁の中で対応できると思

いますか。そして、このお二人の担当者の上には 分庁舎の担当課長も含む経験豊富な方がいっぱい いるわけです。いるはずだけれども、対応できて いないというような話を私はしているのです。で すから、この配置、これについてはいろいろあり ますけれども、ぜひ均衡のとれた配置を希望しま す。

これ以上この問題で市長と議論しても、恐らくいわゆる建前、あるいはその人事について最高責任者の市長がはっきりと物を言えると思いませんので、人事問題については、この辺にしておきたいと思います。要は先ほど申しましたけれども、課長適齢期を引き揚げて、その後にむつ地区から異動させているという受けとめが大畑の人たちにあるということを市長もよくよくご理解を願いたいと思います。

次に、ごみの一般廃棄物の問題ですけれども、 壇上からも申しました。時間がなかったから周知 しなかったというような答弁でした。期間が短かったと。だけれども、そうではないでしょう。10月 の初旬に故障が起きて、少なくとも10月中旬には 長期化するというようなことがわかっていたわけ ですから、短かったと私は思いませんよ。そして、 搬入が始まったのが11月1日からなのです。何で 短いのですか。それから38日も運んだのです。何 でこれが短いのですか。では、市長、本当に短かったのか。周知するのに何日かかりますか。答弁 願います。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 短いか、それとも長いかというふうなことでのお尋ね、その部分は、澤藤議員も行政の経験者でございます。そういう意味では、やはりしっかりと手順を踏んで、これはごみの問題、その焼却炉の酸素製造機が壊れた、ふぐあいが生じた、そして改修ができるもの、しかしながら改修できないで部品を交換しなければいけ

ない。その部品を交換するに当たっては何日もかかるというふうなことの経緯の中で進めてきて、 その部分においてはご理解はいただけるものではないかなと、このように思います。

短いか長いかというふうなことは、しっかりと やはりこの部分においては......

> (「短いとおっしゃったでしょう」 の声あり)

- ○市長(宮下順一郎) そうですよ、短いと、期間は短いと、こう言いました。だけれども、その部分でなぜ短いのかということでございますから、短いことに対しての考え方を今述べているわけです。その部分においては、しっかりとさまざまな各町村への通知、そしてその処理の仕方を進めていく中でそういうふうな形をとったということです。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 先ほど期間が短かったので周知しなかったというようなご答弁でしたので、それでは周知できないくらい短かったのですかという話なのです。要は、10月半ばには長期化するということがわかったはずなのです。そして、その10日も15日も後の11月1日から搬入が始まっているのです。周知するのにそんなに時間がかかるのですか。周知する準備すらしなかったということですよね。ということは、減量化も何も全く関係なく、市民には周知しないで運んでしまえ、埋めてしまえという受けとめ方をせざるを得ないでしょう。新聞に載ったのが11月20日です。19日下北地域広域行政事務組合の議会で報告されて。ですから、なるべく知らせないというようなことだったと私は思うのですが、そうだったのか。

そして、もう一つは、ほかの旧むつ、そして川内、旧脇野沢の最終処分場がどうして使えなかったのか、お尋ねします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 私下北地域広域行政事務組合のほうでの管理者というふうな立場もありましたので、ちょっとこの内容がごっちゃになっておりました。下北地域広域行政事務組合からの依頼が10月27日に市にありました。そして、搬入開始が11月1日ということで期間が短かったというふうなことでございます。

2点目何でしたか。

(「旧むつ、川内、脇野沢の処分 場がどうして使えなかったの ですかと」の声あり)

- ○市長(宮下順一郎) むつ地区の最終処分場、当初そこも検討いたしました。その部分においては、道路の部分に傷みがあって非常に危険性を伴うというふうなことでございます。そういう意味で、分散して管理をするかと、埋め立てするかというふうな案もありましたけれども、昨今の状況、こういうふうな場面でございますので、集中管理をするべきであるという私の判断で、安定して、そして施設もしっかりしているところの大畑地区を選択して埋め立て処分をした経緯でございます。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 私も11月11日に担当課のほうにお邪魔していろいろ言わせていただきました。そのときの回答が、二又の最終処分場は道路が陥没していて、それこそごみ収集車が通行できないというようなことだった。それから、川内地区の処分場は計量器を点検していないから使えないというような答弁でした。いつ災害が起きて一般の市民の方々が最終処分場にごみを搬入しなければならない事態が起こるかわからないというような、こういう施設の性格があるはずなのです。なぜそういう使えるような管理をしてこなかったのですか、お尋ねします。
- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 先ほどの部分にちょっと追

加をして答弁させていただきます。

今澤藤議員お話しのとおり、計量設備、大畑だけが保守点検及び検査をしていた。なぜほかのところはしていないのかというふうな部分は、担当にお答えをさせます。

そしてまた、道路の事情、先ほどむつ地区の最終処分場、道路に傷みがあって危険性が伴う。大畑地区は国道から近いという、そういうふうなところを総合的に勘案して決定をしたところであります。

- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 先ほど市長が答弁いたしましたとおり、私どものほうに 1 炉故障して 1 炉しか使えないということで、最初は最終処分場に仮置きにしてほしいという話があったのが10月27日で、11月1日から12月8日まで使うということでございました。それで、管理上もむつ地区の最終処分場がアックス・グリーンから近いものですから、1カ所に仮置きするとすれば、そちらが適当であろうということでの話でございましたけれども、むつ地区の道路が陥没しておりまして、それで他の地区を検討させていただきました。

(「ですから、どうして陥没した ままにしておくのですかと今 質問しているのです」の声あり)

○民生部長(佐藤吉男) 補正予算で陥没の地区の 改修についても検討いたしましたけれども、来年 度回しになったという経緯でございます。

それから、管理型の最終処分場は現在のところ 大畑地区だけで、川内地区にしましても計量装置 等の関係で故障したままになっているということ は、できるだけ経費をかけないできているという 状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 皆さんは直接の担当ですから、

最終処分場って何だかわかっているはずです。先 ほどから申し上げていますけれども、要は緊急時 に対応できるみたいな即応能力が要求されている わけです。補正予算を要求したけれども通らなく て当初予算に盛りますという話ではなくて、きち んと生きるような道路に整備して管理するという のが当たり前の話でしょう。

私11月11日に行ったときにも、職務怠慢でしょうと申し上げました。ですから、この管理に予算がついたとかつかないとか、財政当局はどう思いますか。これでひとつ答弁お願いします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 澤藤議員のご指摘、免れる ものではないと、このように認識をいたしました ので、対応させていただきます。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) そして、もう一つ。今後この ごみの減量化をするのですか、しないのですか、 これ1つお伺いします。

それから、大畑地区の最終処分場に来年度から 市民が搬入できなくなるというようなことを聞い たのですけれども、これはどうなるのでしょう、 お伺いします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 減量化は全世界的な取り組み、また国内での取り組み、この形に従ってやっていきます。
- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 大畑地区の最終処分場で ございますけれども、容量からいきますと、今回 約2,000トン搬入して埋め立て処分いたしました。

(「じゃなくて4月から一般市民 の搬入ができるのですか」の 声あり)

- ○議長(村中徹也) 簡潔に答弁してください。
- 〇民生部長(佐藤吉男) 処分場の容量からいきま

すと、まだ何年かは大丈夫というふうには理解しております。

(「制度として」の声あり)

○民生部長(佐藤吉男) 現状では、4地区の最終処分場とも、いわゆる清潔法の側溝の汚泥等を処分している状況でございますので、市民の持ち込みは来年度からも可能であると、まだ容量はあるというふうな認識をしております。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 廃棄物対策課長。
- 〇民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) 市長 答弁に補足説明させていただきます。

平成21年の4月から、大畑地区は自己搬入がなくなります。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 私これも11月11日にお伺いしたときに聞いたのです。市民の皆さんが粗大ごみ等の搬入をして非常に利便性があるわけで、これが搬入できなくなるというような話を課長から伺いまして、そしてその際に、いわゆる企画部長の依命通達によって事務事業の見直し、あるいは経費節減というふうな中で、恐らくいわゆる市民サービスを削っていくというふうなことだろうと思うのです。そして、この中で業務委託が縮小するということは、そこに働いている人が仕事を失うということなのです。そういうことですか。
- ○議長(村中徹也) 搬入できるかできないかという統一した答弁を含めまして、今の質問にお答えください。廃棄物対策課長。
- ○民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) 現在 大畑地区においては、自己搬入、粗大ごみ等の搬 入をしております。ただし、来年の4月からは、 そこの部分は個別、毎戸に向かいまして、業者の 方が取りに行きますので、市民の方の個別搬入は なくなるということでございますので、ご理解い ただきたいと思います。

そこには、今管理する方々がおります。現在委託契約で働いている方々がおります。したがって、4月からは若干名減る可能性はあるかと思います。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 今政府も23兆円、なるかならないか、いろんな対策、いわゆる不況対策、失業対策で、非正規の方を採用すれば100万円をその企業に支援するとか、あるいは採用取り消しをした会社名を公表するとか、いろんないわゆる失業対策、民生安定の施策をどこまでやれるかわかりませんけれども、取り組んでいるわけです。だけれども、その末端行政のむつ市が事務事業の見直しということで、1日に3,000円か4,000円で働いている人たちを削っていく、要するに失業者を生み出していくわけです。こういうことでいいのですか。

けさのNHKラジオ、北海道のニュースでした。 標茶町が9月補正で1,200万円の失業対策、これ は林業の枝打ちだそうです、これを今募集してい るというふうなニュースを、町がやっているそう です。募集しているそうです。それから、先般の 決算審査特別委員会でも野猿監視員に日当 6,470円でしたか、払って、自分の軽トラで自分 の油持ちで働いてもらっているというような実態 も明らかになりました。

私は、この間ボーナスをもらいました。公務員は守られるのです。だけれども、役所が事務事業の見直しといったときに、真っ先にこういう低賃金の方々の職場が奪われるのです。来年3月の話ですから、この見直しは春になってからの話でしょうけれども、国、県が雇用対策やっているときに、市がそういういわゆる低賃金の細々と働いている方の職場を奪うのですか。私は、今そういうときではないと思います。市長、ご答弁お願いします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 今は大畑地区だけ粗大ごみの搬入がなされていると、来年度は業者のほうで粗大ごみの形で回収をしていくと、そういうふうなことにしたいということでございます。そこで、現在持ち込んでいるところで業務を受けている人たち、その部分の失業対策をどうするかというご趣旨かと思いますけれども、なかなか厳しい状況でございますので、ここでほかのほうにというふうなことにはならないかと思います。今の段階で、その方々が何人いるのか、そしてどのような給与体系なのか、私は今承知しておりません。ただいまお答えする立場にはまだありません。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) お答えする立場にないというような答弁でした。まさにお答えする立場なのです。市長がお答えしないで、市のこの業務の見直しとか、そういうことをだれが判断するのですか。審議会ですか。私は違うと思いますよ、市長。根底にあるのは市民サービスの向上と、そして今この時期は失業者を自ら生み出さないということが市長の最大の懸案だと私は思います。大畑地区の人たちは言っています。要らないものはどんどん持ってくるけれども、いいものはみんな持っていく。市長、私答える立場にないという市長の答弁はびっくりしました。私はそういう市長でないというふうにずっと信じていますので、もう一度お願いします。
- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 立場ではないというふうなことではなくて、そういうふうな発言でしたら訂正をさせていただきます。今はできませんと、発言できないと、まだ内容も把握しておりません。

しかしながら、失業をつくるなというふうなことですけれども、サービスを統一化しようという 一つの流れの中でこういうふうな事案が出てきた わけでございますので、その内容等をよく拝見させていただきたいと。しかしながら、一方ではサービスを統一しなければいけない。一方ではそういうところにも気を使わなければいけないというふうなことでしょうから。ただし、その一方のほうばかり気を使っていると、どんどん、どんどん大きな政府になっていきます。そういうふうなことも、やはり財政を運営するに当たっては十分配慮していかなければいけない。大畑地区だけそういう事態であったというふうなこと、それがなぜそういうふうになっていったのか、そういうことも周りをしっかりと見きわめていかなければ、今の段階ではお答えできないということではなくて、その部分は訂正をさせていただきます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 先ほども申しましたけれども、 要らないものはどんどん持ってくるけれども、いいものはみんな持っていかれるというような大畑 地区の受けとめがあります。そして、その裏には ウェルネスパークも、あるいは来さまい館も、県 がつくったにせよ、市がつくったにせよ、どんど ん、どんどん物がふえて、そこには指定管理料が どんどん入っていくわけです。今度の庁舎だって、 どれくらい管理費がかかるのか。そういう対比の 中で市民は、地域はしっかりと見ていますので、 市長の善処方を希望して終わります。
- ○議長(村中徹也) これで、澤藤一雄議員の質問 を終わります。

午後2時45分まで暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

斉藤孝昭議員

○議長(村中徹也) 次は、斉藤孝昭議員の登壇を 求めます。25番斉藤孝昭議員。

(25番 斉藤孝昭議員登壇)

○25番(斉藤孝昭) むつ市議会第198回定例会に 当たり一般質問を行います。

最初の質問は、組織、機構改革についてであります。組織と機構改革は、昨年3月策定のむつ市行政機構改革基本方針に基づき実施されていると思いますが、そもそもこの改革は住民へのサービス向上並びに市職員の労働環境の改善へ直結する重要な施策で

______あると私は考えており

ます。

また、実行計画は本年9月末までに策定するとしておりました。市長は、広報広聴機能の強化を実行し、情報の積極的な公表、公開を市民に対し行っています。しかし、市民の代表として活動している議会への情報提供が非常に鈍いと感じているのは私だけでしょうか。議会に知らせていない事柄が定例記者会見での発表となる事例が最近多くなったと私は感じております。行政と議会は車の両輪です。バランスが崩れると真っすぐ進みませんので、運転手役の市長におかれましては、ハンドルをしっかり握り、前へ進むようお願い申し上げます。

さて、来年4月から導入するグループ制について3点お聞きいたします。その1は、グループ制を導入する理由についてであります。このグループ制の導入は、行政コストを下げるため、またはお客様である市民の要望に迅速に対応するためなどさまざまな理由があると思います。本市のグループ制導入の理由についてお聞きいたします。

その2は、この制度を導入することによるメリット、デメリットは何かお知らせください。

その3は、グループごとの配置人員を決める基準をつくるべきということであります。

改革基本方針には、業務量に応じた人員配置の 適正化を推進する。人員の配置に当たっては、重 要施策により多くの人員を配置できるよう個々の 業務量をよく精査し、人員配置の弾力化と適正化 を推進するとあります。業務量の把握はさまざま な要因、条件によって濃淡があり、均等化できな いことは言うまでもありません。時間外の実績及 び休暇の取得状況などを調査し、グループごとの 人員配置基準となるものをつくるべきと考えます が、ご所見をお伺いいたします。

次の質問は、委託料の返金についてであります。 この件については、さきの9月定例会において委 託料の返還命令に応じない事業者に対し毅然とし た対応をお願いしたところでありますが、その後 の行政側の対応に異議がありますので、再度お尋 ねするものであります。

9月定例会での同様の質問に対し、この事業者へは本年4月から返還命令を3回にわたり通知しているが返還に至っていないこと、そして今後も引き続き返還に応じない場合はそれなりの対応を検討するとのことでした。しかし、いまだ返還されていないとお聞きいたしました。市民からの税の徴収には差し押さえなどの手段により厳しい対応をしているのに、この事業者への一連の行政対応に疑問があります。軽度生活援助ホームヘルプサービス事業委託料の返還命令に応じない事業者に対する市の対応が甘いのはなぜか、お伺いいたします。

最後は、脇野沢地区の水産行政についてであります。今回は、水産行政の中から脇野沢水産加工センターにかかわる諸問題についてであります。 その1は、脇野沢水産加工センターから出る産業廃棄物の量とその処理方法はどのように管理されているのか。 その2は、9月定例会で指摘した漁業系残渣の 調査は行われたのか。

その3は、市が許可したホタテ貝殻仮置き場の 現状をどのように考え、課題は何なのか。

その4は、ナマコ増殖場造成事業のガイドラインはどのような内容なのか。

その5は、ナマコ増殖場造成事業は、そのガイドラインに従って適正に行われているのかの以上であります。

脇野沢地区の水産業へ対する支援は、この地区が将来にわたって発展するための重要な施策と認識しています。しかし、行政が深くかかわっている事業に対し、民間へ丸投げすることは非常に危険で、指導監督を怠った結果問題が発生し、それを解決するために多額の税金を投入しなければならないという最悪の結末を迎えることにつながります。今回の項目に関係する市職員に対しては、踏み絵を踏ませるような厳しい指摘となると思いますが、行政とは法律、規定、基準をしっかり守り、市民の見本となることが当たり前であります。ふぐあいは早急に改善することを望み、市長初め理事者の前向きな答弁となるようお願い申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長(村中徹也) ここで、ただいま発言された 斉藤孝昭議員に申し上げます。

組織機構改革グループ制の問題に関して、議会へ説明すべきとの市長への要求がございましたが、この問題は市長より説明したい旨の申し出が議会にあり、代表者会議で受けることに決定をいたしました。しかし、本定例会議案第87号に関連するため、代表者会議で全会一致で説明を受けないことに決定をしております。

よって、議員各位にお諮りいたします。ただいまの斉藤孝昭議員の発言は、後日速記、テープ、 会議録を精査及び念のため議会運営委員会に諮問 の後に適切にこれを処理したいと思います。これ にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 全会一致で異議なしと認めます。よって、そのように措置をいたします。 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 斉藤議員のご質問にお答え いたします。

まず、組織、機構改革についてのご質問の1点目、グループ制を導入する理由についてでありますが、大きく2つあります。1つには、今後も職員削減を継続していく中で多様化、複雑化する業務に的確に対応し、市民サービスの質を向上させるために、より効率的な行政運営が必要とされていることです。グループ制は、課長補佐を主幹、係長を主任主査とし、総括主幹以下で編成するグループに組み入れて実務を行っていくことで、これまで係長以下だった業務処理に携わる実働職員の増を図ることが目的の一つです。

また、現在行政職職員の約47%が課長補佐級以上で、いわゆる頭でっかちな体制にあり、それが政策形成や意思決定、執行過程の鈍化を招いている点も危惧されると考えており、組織階層のフラット化を図り、迅速な対応を図ることも肝要と考えています。

グループ制を取り入れ、さらに経常的な業務に関してはグループリーダーへ決裁権を移譲し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図ることで市民サービスの向上にも寄与するものと考えています。

次に、グループ制のメリット、デメリットについてですが、一般的にメリットとしては、職員間の業務補完がスムーズで、柔軟な編成による業務遂行ができること、デメリットとしては業務の目標、プロセス管理が不徹底であると業務の空白が起こる可能性があることなどが指摘されていま

す。総務省調査によりますと、グループ制を含め 組織のフラット化を図っている都道府県は5割以 上あるという結果が出ており、青森県庁も平成 15年から導入しています。

市町村のグループ制の導入状況についてのデータはありませんが、県内では八戸市及び青森市が何らかの形で導入しているほか、当市と姉妹都市であります会津若松市初め全国各地で導入事例に応じ柔軟な編成を組むことで職員間の業務量のります。導入した自治体からは、業務を共同の業務を共同であります。はなったとか、職位、いわゆるようになったとか、職位、いわゆるではなく、仕事の達成度から満足を得られるようになったという声が上がる一プの組織目標を明確にし、意識的に情報をサープの組織目標を明確にし、意識的に情報をリ、実際に運用していく中で問題点を抽出し、グループ制のメリットを発揮できるよう修正を加えていく必要もあると考えているところです。

次に、グループごとの配置人員を決める基準をつくるべきとのご意見ですが、当市の場合、業務上の混乱を避けるため、来年度は原則として係をそのままグループとする形での移行を考えています。その後制度の習熟を図りつつ、平成22年度からは課長がグループ編成を行う本来のグループ制に移行していくこととしております。導入している自治体では、グループ編成の人員を5名以上とする基準を設けているところもありますが、当市の場合は少数係もあることから、一概に人数基準は設けられませんので、将来的には課の業務量から適正な人員によるグループ編成をする方向を目指したいと考えているところです。

いずれにいたしましても、課長のマネジメント 力がこれまで以上に求められるものと考えており ますので、研修等を通じ、管理職の資質の向上を 図り、職員の労務管理を徹底していくことも肝要 と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じま す。

次に、委託料の返金についてのご質問の軽度生活援助ホームヘルプサービス委託料の返還請求に応じない事業者に対する市の対応が甘いのはなぜかについてであります。これにつきましては、具体的に対応を行っております担当部長に説明をいたさせます。

次に、脇野沢地区の水産行政についてでありま すが、1点目の脇野沢水産加工センターから出る 産業廃棄物の量と、その処理方法はどのように管 理されているのかについてであります。まず、9 月定例会で答弁した搬出計画と今回議長あてに提 出された搬出計画との整合性でありますが、9月 定例会におきましては、赤坂地区への搬入見込み 数量を平成19年度末までに約3,100トン、平成20年 度からは毎年800トンから1,000トン、合計で約 7,000トン程度を見込んでの答弁でありましたが、 その後赤坂地区の貝殻仮置き場がむつ環境管理事 務所から貝殻の保管場所が廃棄物の地下浸透防止 対策を講じていないなど適正でないとの指導を受 けたことに伴い、平成24年度まで計画していた赤 坂地区への搬入を平成20年10月で取りやめたこと により、搬入見込み数量も約7,000トン程度から 3,865トンに減少したものであります。

現在加工センターから排出されているホタテ貝 殻は、来年度のナマコ増殖事業用として瀬野漁港 に仮置きしております。また、今後排出されるホタテ貝殻は、有価物としての一時仮置きが認められる条件を満たした田ノ頭地区の民間所有施設に 仮置きする予定であります。

次に、2点目の9月定例会で指摘した漁業系残 渣の調査は行われたのかについてであります。9 月定例会でご指摘のありました残渣が発見された 地点での重機による試掘調査は実施しておりませ んが、去る10月14日に不法投棄現場でボーリング 調査を実施した際に、ホタテ貝殻仮置き場につきましてもボーリング調査を1カ所実施いたしました。その調査では、残渣が確認されませんでした。

次に、3点目の市が許可した貝殻仮置き場の現状と課題についてであります。まず、貝殻仮置き場の現状でありますが、先ほど申し上げましたとおり、保管状況が適正でないとの県からの指摘もあり、10月以降は新たな貝殻は搬入していないことを確認しております。

一方、搬出状況についてでありますが、加工センターから脇野沢庁舎で毎月報告を受けており、それによりますと、脇野沢村漁業協同組合が実施しておりますホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業への供給のほか、横浜町で誘致いたしました日本シェルテック株式会社へのリサイクル原料として供給するために田ノ頭地区へ搬出された数量は1,028トンとなっております。この数量は、平成20年度の計画1,590トンには達しておりませんので、今後確実に実行されるよう指導監督を強化してまいりたいと考えております。

また、水産加工センターが村直営の際に搬入した貝殻の搬出計画についてでありますが、今回議長あてに提出いたしました搬出計画によりますと、平成22年度中には当該貝殻仮置き場より直営当時の貝殻を含めすべて撤去する計画が示されておりますが、原則的には直営当時に搬入された貝殻は市で撤去することが基本であり、その処理については資源として認められるものはリサイクル原料として、資源として認められないものは産業廃棄物として処理する方向で考えております。

しかしながら、現時点では村直営時の仮置きされた正確な数量の確認がなされておらないことや、リサイクル原料として活用するための交渉等が必要なことなどから、今後加工センターかと協議してまいりたいと考えております。

次に、4点目のナマコ増殖場造成事業のガイド

ラインはどのような内容なのかについては、担当 部長から説明いたします。

次に、質問の5点目のナマコ増殖場造成事業は、 そのガイドラインに従って適正に行われているの かについてであります。今回脇野沢地区で実施さ れましたナマコ増殖場造成事業につきましては、 事業主体であります脇野沢村漁業協同組合が県の 承認を受けて事業を行っておりますが、この事業 実施に当たっては、ホタテガイ貝殻敷設による漁 場造成ガイドラインで貝殻が有価物であることや 有効性が求めらており、この要件につきましては、 使用した貝殻は購入して利用していること、貝殻 の漁場造成の材料としての有効性や経済性も盛り 込まれていること及び海域に貝殻を敷設した場合 の安定計算等も行ったうえで実施しており、この ことからガイドラインに沿った形て本事業が行わ れているものと考えております。しかしながら、 水産資源を早急にふやしていかなければならない 中でガイドラインで求められている安定計算上問 題がないものの、本事業には粒径の小さい貝殻も 含まれておりましたことは市として事業主体であ る漁協や関係者に指導監督が徹底できなかったこ とに対し反省すべき点があろうものと考えており ます。

なお、事業実施主体は1年に1回以上、少なくとも5カ年は適切な時期に造成漁場のモニタリング調査を実施し、造成漁場の有効性、安全性を確認後県に報告することとなっております。

ホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業は、ナマコの資源をふやし、漁業経営や組合運営の安定を図るため、脇野沢村漁協のほかに川内町漁協やむつ市漁協からも強い要望を受けて実施している事業であり、今後、より適正に事業が行われるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 軽度生活援助ホーム ヘルプサービス委託料の返還請求に応じない事業 者に対する市の対応が甘いのはなぜかというご質 問の市長の答弁に補足説明させていただきます。

軽度生活援助ホームヘルプサービスは、65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護を必要とするまでには至らないが、何らかの援助が必要な方に対して調理や自宅の掃除、買い物、通院等の援助を行うもので、1回30分を基本に介護保険サービス提供事業所に事業委託を行って実施しているものでございます。ところが、契約の事項にない待機時間が加算されていたことが判明したものです。対象金額は2件で1,400円となっております。

9月定例会後、斉藤議員が質問の後、私自身当 該事業主と4回話し合いを持ちましたところ、本 人に契約の事項になかったということを認めてい ただいて、ちょっと考えさせていただきたいとい う回答を受けているものの、いまだに返還が実現 しないものでございます。ただ、当該事業者は、 その後サービスの契約等の中身について一切間違 うことなく契約どおりのサービスを提供してお り、そういう利用者がたくさんおられることもあ りまして、契約を解除するとか、そういった強行 な施策はとっておりませんでしたが、平成21年度 については、ことし以内に支払っていただけない 場合は、平成21年度の契約を存続しないことも含 め、1,400円の返還については年明け司法関係者 と相談して対応することとしたいと思っておりま す。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) ホタテガイ貝殻敷設による漁場造成ガイドラインの内容について、市長答 弁に補足説明させていただきます。

ホタテガイの貝殻につきましては、これまでも 粉砕物が海水や海底の浄化やアマモ場造成の基質 として有効性が確かめられ、ナマコ発生礁や魚類 の餌料培養基質として水産基盤整備事業に活用されてまいりましたが、さらに漁業者からは水産資源の増大に向け、ホタテガイ貝殻そのものの積極的な利活用と適切に取り扱うための指針が求められ、県ではこれらの要望にこたえるため、ホタテガイ貝殻敷設による資源培養効果や環境影響を調べるとともに、貝殻の取り扱いについての法令、国や他県の事例を整理し、漁協や市町村が独自でホタテガイ貝殻をリサイクル資源として適正に利活用し、水産資源の培養効果のある漁場を造成できるようにするため、平成20年3月にガイドラインを策定したところであります。

このガイドラインでホタテガイ貝殻を活用して 漁場造成の事業を行う場合には、1つとして、事 業主体がガイドラインに基づいて事業計画書を作 成し、県の承認を受けること、2点目として、事 業に使用するホタテガイ貝殻は有価物として利用 されること、3として、事業に使用されるホタテ ガイ貝殻は漁場造成の材料として有効であるこ と、4として、1年以上陸上に堆積し、風化によ って付着物が除去された貝殻であること、また貝 殻の有機物、COD、化学的酸素要求量の値が20ミ リグラム以下であること、5として、事業主体は 水産庁で作成した陸奥湾におけるホタテガイ貝殻 粒径と水深の関係の図を参考に造成場所の波浪外 力、これは波高でございます。貝殻粒径、水深を もとに貝殻の安定性が保たれることを確認するこ となどが事業を行うに当たっての主な必要事項と なっております。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 先ほど議長から指摘を受けましたが、そのとおりだと思います。よく考えないで発言してしまいました。後で精査して措置をお願いしたいと思います。

組織機構改革についてのグループ制の導入につ

いて、3点ほど質問させていただきましたが、まずこのグループ制を導入したことによって、管理職に対する負担がふえるというふうに市長先ほど答弁されておりましたが、どれぐらいの負担の量になるかという予想はついているのかどうか。これからやりながらというふうな話も先ほどされておりましたが、4月1日からは当然その権利がその課長ですか、グループリーダーという方にのしかかっていくと思います。そこのところをどのように考えているのか、まず最初にお知らせください。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) 今回のグループ制の導入、これにつきましては、管理する課長のマネジメント力、これが非常に大切になってくるということはもちろんでございますけれども、課員、グループ員、一般の職員たちも、あらゆる意味で自らの資質向上、能力向上、こういうものをやっていかなければいけないというふうな状況にございます。

課長については、マネジメント力の向上ということで、これまで以上に課員の融和、交流、課の中の事務事業の把握、こういうふうなことをきちっとやっていかなければいけないということでございます。そうしないと流動的な体制をうまく組んでいけないということになるわけですので、この辺のところでの課長としての一層の資質向上というふうなことが望まれるということになるわけです。

それによって事務量がどのようにふえるのかということについて、事務量の算定というのは、特にこういう気持ちの問題といいますか、一般的に経常的な事務と違いまして、どれぐらいの事務量になるのか、負担になるのかというふうなことについては、これは個々に違うものであります。それを押しなべて平均化して見た場合どの程度なの

かというふうなことについては、ある程度実施してみないとわからないという状況にございますので、来年度は試行的な期間というふうな位置づけで実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) それで、機構改革の実行は計画から策定して、おおむね2年以内に完了するというふうなことになっているのですけれども、この2年という年月が私は短いと思うのです。なぜ2年以内に完了するというふうに決めたのか、まずはお伺いします。
- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) これは、できるだけ短期間にできることであれば一番いい。常に小さな政府を目指す、効率的な組織体を目指すということは、これは常にやっていかなければいけないことです。今回は、そういう意味では非常に大がかりだということがあるわけですけれども、職員数が減っていくという状況の中では、余り長い時間をかけていられない。それが結局は職員の負担にもなってきますし、市民にとっても、これは利便性低下につながるおそれもあるということがありますので、これはできるだけ素早くやりたいということで、当初3年程度を考えていたわけですけれども、2年に圧縮しているというふうなことでございます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) それで、業務量もそれなりに ふえてきたりとかというふうなことも発生すると 思いますが、まずは職員の時間外の管理、どのよ うにやろうと思っているのか。今現在役所に入る のは自由自在で、休みの日でも来て仕事をしてい る人もたまに見受けられますが、多分勝手に来て やっているのだと思います。このグループ制を導 入すると、その配置の人員を決めるために時間外

の管理、それから休暇の取得状況も把握しないと、 どの程度の業務の量があるのか、なかなか基準を 決められないと思うのです。そこのところをどう いうふうに今後考えているのかお答え願います。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) 現在休暇及び時間外については課長決裁で実施されてございますが、時間外についてもこういう財政状況にございますので、非常に圧縮に努めているというふうな状況にございます。そういう面では、休暇の消化率も、ここにちょっと具体的な数字、データを持ち合わせておりませんが、一般の職員ですと、前年度を含めて40日という日数あるわけですけれども、それの何%かというふうなことについては、そう高くない数字だろうなというふうなこと、平均して言えばそういうことであろうと思います。

ただ、我々としては、来年度業務量の算定、これを手がけたいと思っております。それで、業務量というのがきちんとした形で定量化できるかどうかというふうなのは非常に難しい問題、ましてこういう行政体でありますと、なかなか基準というふうなものはつくりづらい、そういう状況にございますけれども、個々の職員に自らの時間を、自分で考えながらきちっと時間割といいますか、そういう時間を業務の中で割り振ってもらうというふうな方法でやると、ある程度正確な数字が出てくるやに聞いておりますので、その手法をできれば駆使してやってみたいなと。若干職員には手間暇かけることになるわけですけれども、分庁舎もひっくるめ、やってみたいというふうに思っております。

ただ、それが出ないとこういうグループ制にしても機構改革にしてもできないかとなると、これは手をこまねいている状態ではありませんので、やりながらどんどん改善は加えていくというふうなことにしていきたい、そういうことでございま

す。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 今の機構改革について、最後 の質問ですけれども、むつ市職員定数条例という のがあります。これは、最後に改正したのが平成 13年度、附則の改正が合併したときです、平成17年 3月14日に改正しているのですけれども、この定 数条例でいくと、企業局の職員も入れると今733人 になっているのです、全部で。きょう午前中の鎌 田議員の質問に対しては、今637人の職員がいる のだと。ということは、条例からすると約100人 程度少ないことになっています。これも当然条例 改正していかないとだめだと思うのですけれど も、改正するためにはやはりそれなりの基準が必 要で、国とかからの法的な人口割合の職員の数で はなくて、むつ市の升に合った職員の定数にしな いとだめだと思いますが、ここのところはどのよ うにお考えですか。
- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) この定数につきましても、 事務量の算定、推定、こういうふうなものが、き ちっとした裏づけがなされないという状況もあり ます。この定数自体がいわゆる現状容認というふ うな格好でつくられてきていることは反省として あるわけでございまして、そういうことで、今年 度電源地域振興センターに基礎調査をお願いしま して、今現在実施中でございます。来年度、事務 量算定、こういうふうなものを基礎的なデータと いたしまして、今現在つくられている定員適正化 計画、これが平成21年度までということになって おりますので、平成22年度以降のおよそ5年間を スパンとした計画づくりをしていきたいというふ うに思っております。その中で条例についてもど の程度の人数がいいのかということについて検討 していきたいというふうに思っております。
- ○議長(村中徹也) 25番。

○25番(斉藤孝昭) 次は、委託料の返還命令に応 じない事業者に対するということについて質問さ せていただきます。

保健福祉部長の話ですと、まだこの事業を継続中であるということでありましたが、不正なのか、不正でなかったのかというふうな判断も含めて、解決をしないままにいまだに事業を続けさせているということはどういうことなのか、ちょっと私はよく理解できません。確かにこの制度を利用したいという高齢者の方はたくさんいると思います。しかしながら、事業者に対するペナルティーでありますので、それを科せないで、いまだに同じ事業をさせるということは、当然中身の確認も含めていかがなものかと思いますけれども、どのように考えて継続させているのか、お答えをお願いします。

- ○議長(村中徹也) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(吉田市夫) 9月定例会後、三、 四回お会いいたしまして、契約の中にないサービ スについては契約違反であるよというふうな話し 合いの中で、当該事業主もそれについては認めて ございます。その後は、現在サービスを行ってい る中において、違法なサービス行為は行っており ません。

また、周知期間を置かないで高齢者から事業主のサービスを外すということになりますと、利用しております高齢者が大変困ります。そういうことも含めて、私自身事業主とお会いして、こういう契約という中において、あなたがした行為についてはないのだよということで理解してもらっております。最終的にお会いしたときに、返還について考えさせていただきたいというお話があったまま現在に至っております。そういうことから、よにかく本人が契約の中で間違いがあったということを認めておりますので、あとは返還を待って、返還できない場合については司法関係に相談する

という考えでいるということでございます。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 年度中に応じないから、司法と相談という、弁護士と相談するということでありますが、4月から何回も同じことを繰り返しているのに、年度末になったらもう1年になるわけですよね。それで、たかが1,400円と言ったら怒られますけれども、やはり1,400円、10円でも公費ですから、皆さんから集めた税金でやっている事業ですので、当然返還されるべきだと思います。それが幾らしゃべっても応じないという事業者がいまだに事業を継続しているということは、その行政側の対応に私は不備があると思います。保健福祉部長ではなくて、市長、今の流れの話を聞いていてどう思いますか。
- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 斉藤議員お話しのとおり、たかが1,400円、されど1,400円でございます。先ほど壇上でもお話ありましたように、税の徴収、公平公正を旨としてかなり厳しい対応をさせていただいている部分もあります。そういうふうなところを考えますと、やはり1,400円はしっかりちょうだいしなければいけないものだと思いますし、それに応じない場合、ただ本人が考えさせていただきたいというふうな、3回、4回、その面談の中で、そういうふうに前向きな答弁をしているように今伺いました。厳格にこれは対応をしていきます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 弱い市民のために何とか回収 していただきたいと思います。よろしくお願いし ます。

それでは、3つ目の脇野沢水産加工センターにかかわる5点について再質問させていただきます。

まず最初ですけれども、廃棄物の量と処理方法

についてです。ここの水産加工センターは9月定例会のときもお話ししましたが、平成5年から直営でやっていた水産加工センターでありまして、平成16年から民間移譲ということで、指定管理ではないですけれども、行政で建てた施設を民間に運営してもらうというふうなやり方になっています。ここの水産加工センターから排出されていた産業廃棄物というのは貝殻と、うろだけなのか、それで間違いないのかお答えをお願いします。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) うろと貝殻と認識してご ざいます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) その産業廃棄物は、平成5年、 つまり直営でやっていたころからその産業廃棄物 ということでまずは間違いないのか、お願いしま す。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) まず、直営でやっていた 時代から産業廃棄物かどうかというお尋ねでござ いますが、この施設から排出されました貝殻につ きましては、当時から有価物であるという認識が あったと聞いてございます。また、それを裏づけ るような形で、平成14年度までに脇野沢地区で実 施されました土地改良事業等に貝殻が使用されま して、平成14年当時では一時堆積したものがなく なったというふうな時代もあったと聞いてござい ます。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) では、平成5年から直営でやっていたときに出たホタテの貝殻は、有効利用していたから産業廃棄物ではないということでいいですか。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 私どもは、有価物である

ととらえてございます。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) では、それは何年ごろまで使用したものが有価物で、何年以降に使ったものが 廃棄物として処理されたのでしょうか。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 赤坂地区の現在の一時仮置き場に置かれております貝殻は、有価物と認識してございます。ただ、中に土砂等々交じったもの、それから有価物として利活用ができないものについては産業廃棄物に該当すると思われます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 今定例会の行政報告の中で新たに産業廃棄物の投棄が認められたという話の中に、ホタテのうろも入っているというふうな話が市長からの報告でありました。もう一つ、今ホタテの貝殻置き場と言われているところの下に敷き詰められているものは産業廃棄物であるというふうな話を民生部長がおっしゃいました。今の部長の話でいくと、有価物であるということなので産業廃棄物ではないのだというふうな話でありましたが、何が本当なのでしょうか。だれを信用すればいいのでしょう。だれの話が本当なのでしょうか。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) さきの行政報告に対する 質疑の中で民生部長より、埋め立てられたものは 産業廃棄物と認識していると答弁がございまし た。私どもも民生部と同様に埋め立てられたもの、 土砂等と交じったものは産業廃棄物と認識いたし ております。ただ、この認識の中で埋め立てられ たのではなく一時仮置きされたリサイクル原料と して価値のあるものについては有価物と考えてご ざいます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) だから、直営でそこにホタテ

- の貝殻を置いたのですよね。それは、再利用するのが有価物で、それはわかりました。ただ、不法 投棄と認めたのはどの年代からですか。今経済部 長が言っているのは、あそこにあるやつ全部が有 価物だと、再利用するのだというふうなお話に私 は聞こえるのですけれども、民生部長はあそこに あるものは不法投棄だというふうなことを定例会 の冒頭で言ったのですよね。どっちが本当なので すか。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 民生部長とも確認いたしました。埋め立てられたものは廃棄物であるということでございます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) わかりました。そもそもここのホタテの貝殻置き場を管理している課がどこになっているのかがはっきりしないのです。例えば水産加工センターの管理でいくと産業振興課ですよね。仮置きになると管理課なのです。どっちがここの仮置きの管理監督をやっているのかというのがはっきりしないので、こんなことになるのです。どうですか、市長、これは。
- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) 土地の貸借につきまして は、分庁舎の管理課が担当して、その契約等も行っているということでございますけれども、貸し た後の管理、これについては当然ながら借りたほうの業者、これが当然当たるということが当たり 前でございますし、それを指導する立場にある担 当課ともども対応するということになろうかと思っております。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 不法投棄にちょっと入ります けれども、脇野沢地区の不法投棄の現場も、ここ のホタテの貝殻の仮置き場のところも脇野沢の担 当課がどこかというのがはっきりしていないので

す。ということは、全然管理監督になっていなくて、管理課やれ、産業振興課やれ、おまえのほうだから、私のほうだからというふうなやりとりだけで全然なっていないのです。そこが原因で今回こういうことがあったのです。それをちゃんと調査してくださいということを6月の定例会からずっと言ってきたのに、だれもやろうとしない。それは、まだ2つに分かれているからです。結局本庁の総務部とか民生部とか、経済部も皆苦労しているのです。そういうことを組織機構改革でやってください、市長。どうですか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 組織機構改革の要諦はそこ にもあろうと思います。今回のこの件、私壇上で も反省すべきところがあるという発言もさせてい ただきました。また、この斉藤議員の一般質問の 通告を受け、ヒアリングの際にも厳しくその部分 については垣根を取っ払ってこの対応をしていか なければいけないよという話をしております。こ れが行政の非常に縦割りの部分というふうな言い 方をすればちょっとあれですけれども、そういう 弊害が出ているというふうに私は認識をし、両部 長、民生部長、経済部長には一丸となってこの調 査にはしっかりと対応してくれということは話を しております。組織機構改革の中では、当然こう いう事案もひっくるめまして組織機構改革の中で 取り組んでいかなければいけないと、こういうふ うな認識を持っているところであります。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 時間がないので、済みませんけれども、答弁のほうを短く簡潔にお願いします。これも9月定例会で指摘したのですけれども、残渣ということで、簡単に言ったらごみですけれども、貝殻を掘ってそこに埋めたのではないかと言ったら、副市長はそうだというふうなことを聞いたという答弁だったのですけれども、産業振興

課長ですか、そんなことはないというふうな話だったと。今回調査をしていただいたのはいいのですけれども、先ほどの壇上の答弁でいくと、不法投棄の場所の現場に来ていた人に頼んでボーリングをしてもらったと。そのボーリングの結果が異常ないということでありましたが、私が言った場所と今回ボーリングした場所は全然違う場所で、それを知っていながら、何か故意にやったのではないかというふうに私は思っているのですけれども、なぜ私が指摘した場所とそのボーリングした場所が違ったのか、お知らせください。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) ボーリング地点を選びましたのは、廃棄物として投棄された場所から近い場所にもしかしてあるのではないかと、それから議員ご指摘の場所のほうは、その後掘削といいますか、取り出しのためにバックホー等が入る予定がございましたので、その時点で確認できるのではないかという思いがあって、その地点にさせていただきました。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 相変わらず適当ですね。議会でこうやって議員がいろいろ話をしているのですから、これは議事録もとっているし、公式の話ですよ。余り適当に答えられると、当然後からしっペ返しが来ますので、何で何回も同じパターンでこんな質問をしているかというのをよくわかってください。全部調査していますから。

時間がないので、次にいきますけれども、先ほどのボーリング調査したところ、地下 5 メーターにホタテの貝殻が埋まっていましたね。それは、さっきの経済部長の話でいくと、不法投棄ではないというふうな話でありましたが、前の教育民生常任委員会の調査で行ったときは、あれは不法投棄なので全量撤去するという話を聞いていましたけれども、その地下 5 メーターに埋まっている貝

殻は、本当に不法投棄でないのかどうか、確認し ます。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) まず、不法投棄でないとする理由でございますが、有価物として処理できるという考えが根底にございます。その根拠となりますものは、横浜町にございますホタテ貝殻の加工処理会社が現在工場を建築中でございます。この件につきましては、私どもの経済部のほうでも横浜町のほうに出かけまして、実際にどういう状況なのか、それからどういった形状の貝殻を求めているのか確認したところでございます。その段階では、脇野沢から運ぶためにも、なるだけ粉砕したものが適当ではないかと、粉末でも構わないという回答をいただいてございます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) そこの会社と今委託契約しているのは、ここの脇野沢水産加工センターだけであります。しかも、平成16年度分からの搬出計画に、そこに年間どれぐらいの量を委託して処理してもらうというふうな計画書を出しております。その前の平成5年度からの分は、一切そこと契約をしておりません。今の経済部長が言ったことは間違っています。どうですか。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) お答えいたします。前に申し上げました会社は、青森市内の業者でございます。今回は、横浜町の業者でございます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) そこの横浜町の業者と行政が 契約したのですか。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 行政は契約してございません。水産加工センターのほうで契約してございます。
- ○議長(村中徹也) 25番。

- ○25番(斉藤孝昭) だから、平成5年度からそこに置いた部分を行政でそこの会社と契約したのかと言っているのです。水産加工センターが契約したのは水産加工センターになってからの分なのです。違いますか。その前の分、契約していないでしょう。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) そのとおりでございます。 ただ、村直営で実施した際の貝殻につきましては、 有価物として処理できるものであれば、それも横 浜町の業者とこれから交渉して有価物として処理 したいし、有価物として処理できないものであれ ば、産業廃棄物として処理したいと考えてござい ます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 今経済部長が一生懸命答弁し ていますけれども、ここに1つポイントがあるの です。もし今ここのホタテの貝殻が不法投棄だと 認めてしまうと、前に総務部長が言っていた不法 投棄を発見してから5年以内の時効にあと半年あ るのです。だから、何とかしてこれを不法投棄と 認めたくないのです。なので、私が言っているの は、粉砕した、砕いた貝殻はあくまでも再利用で はなくて、これは不法に投棄されたものだと。地 下5メーター、幅、奥行き、わきも含めて何トン 入っているのかも今わからないのです。わかるの ですか、それ何トン入っているか。それを不法投 棄と言わないで何と言うのか。今は、使えるから 再利用のために業者に委託するのだと、これから するのだと言っています。今現在どうなのかお答 えください。
- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 先ほど市長答弁の中で数量は不明であるという答弁をいたしましたが、直接確認できる書類等が見当たらないため数量の確定はできていない状況にあります。ただ、当時の

仕入れ量から推定いたしまして、約500トン程度 ではなかったかなと推定はいたしてございます。

売れる確約があるのかどうかは、まだ直接私ど ものほうでは交渉いたしてございませんが、担当 が横浜町のほうと協議した結果では、十分その可 能性はあると認識してございます。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) これからやることを今から言われてもらっても困るのです。現在、きょうまでどうしたかということを一生懸命聞いているのですけれども、一向に答えない。市長、これを調査してください。だめです、許しません。いつまでたってもこんなことをしていたら直らないです。 先ほど壇上で言いましたけれども、結局は市民からの税金で処理しないとだめになるのです。だから早く手を打ってほしいと何回もやっているのです。私ことしこの件しかやっていないのです、6月から。本当は、もっとやりたいこといっぱいあるのに、これが全然解決しないから、こればかりやっているのです。何とかしてください。

もう一つあります。ナマコの増殖場事業になります、もう時間ないので。これは本当に困ってしまって、何か直径 7 センチぐらいの貝を海に入れるのだというふうな話でしたが、この前たまたま脇野沢に遊びに行ったら、何か砕いた貝殻も海に入ったみたいなのですけれども、そこのところはどうなのですか、調査しましたか。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) お答えいたします。

斉藤議員からご指摘ありました細かい貝殻につきましては、確かに混入してございました。これは、施工業者からの聞き取りによりますと、4分の1程度そういうのが交じっていたと回答を得てございます。ただ、これも先ほどご説明申し上げましたガイドラインの範囲内で安定性には問題ないという数値が出てございますので、ガイドライ

ン上では問題ないかと考えます。ただ、早期にナマコ漁場を造成するという意味からは、適切ではなかったというふうに考えてございます。この点は、指導すべき立場にある私どもも大いに反省すべきところであると思います。

- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 反省はやっぱり次の成果につ なげてほしいと思います。ぜひきちんとやってほ

もう一つ、今新しい事業でこれからのナマコ増殖というのは、むつ市にとって本当に大事な事業であります。それをやはり業者、または事業者任せでなく、当然行政も深くかかわっていくと思います。行政側の立ち会いについて、ちらっと聞いた話では、土、日の作業だったので、何か担当の者が立ち会いできなかったようなうわさも聞きましたが、今後土、日がその作業日であっても、私は当然立ち会うべきだと思います。陸から船に積んで海に入れるときも、船に乗ってちゃんとやられているのかというふうな最後の確認まで私は必要だと思いますけれども、まずそこまで前回やられたのか、今後それはどういうふうにするのか、最後お知らせください。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) そういうことがしっかりと やられていなかったというふうな報告を私ヒアリングの段階で聞きました。お話をしていたことを お聞きいたしました。そういう意味で反省すべき 点があるというふうなことで、しっかりとこれは 土曜日、日曜日であろうと、我々にとっては、む つ下北にとっては非常に大事な資源、その場所を つくるこの事業でありますので、しっかりと管理 監督をしていきます。
- ○議長(村中徹也) 25番。
- ○25番(斉藤孝昭) 先ほども言いましたけれども、 本当に脇野沢地区というよりも、たまたま表舞台

に出た問題だと思うのです。市民からの信頼とか、 この前も言いましたけれども、行政の倫理とかと いうのを考えると、やはりきちんとやってほしい と。

もう一つは、さっきも壇上で言いましたけれども、市民の見本である市の職員になってほしいと。それがうまくできなかったおかげで、市民からの血税をそこにかけないとだめだというのは、本来許してはだめなことだと思うのです。なので、この脇野沢地区の事例をいいほうに向けてもらうように何とかお願いしたいと。3月定例会のときに、またこんな話をしたくありませんので、ぜひ市長には頑張ってほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長(村中徹也) これで、斉藤孝昭議員の質問 を終わります。

散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月16日は新谷泰造議員、目時睦男議 員、工藤孝夫議員の一般質問、議案第124号に対 する質疑及び委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時47分 散会